

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

付録書I

(政府の政令 /2023/ND-CP 号に添付
2023年 月 日発行)

第I部

申告書様式

様式第 01 号	発明登録申請書
様式第 02 号	医薬品流通の初回登録手続の遅延に関する確認申請書
様式第 03 号	発明特許に基づいて製造された医薬品の初回販売承認の遅延に対する補償請求書
様式第 04 号	発明使用权の強制譲渡請求書
様式第 05 号	特許出願の内容審査請求書
様式第 06 号	回路配置登録申請書
様式第 07 号	工業意匠登録申請書
様式第 08 号	商標登録申請書
様式第 09 号	地理的表示登録申請書

発明登録申請書

受領印
(申請書を受け付ける職員向け)

拝啓¹ :

下記の申請者は、申請書の検討、また以下の書類の付与を請求します²。

- 特許証 (□紙媒体)
実用新案登録証 (□紙媒体)

① 出願の基礎	
<input type="checkbox"/> 本申請書は PCT 条約第.....号に基づいて提出されました。 国際出願日： 国際公開番号： 日付： <input type="checkbox"/> 国内段階移行にあたり補正・補足があります（補修事項は追加ページで説明されます）	
<input type="checkbox"/> 分割出願:本申請書は.....番号の申請書から分割されました。 出願日：	
<input type="checkbox"/> 変更出願：本申請書は.....番号の申請書から変更されました。 出願日：	
<input type="checkbox"/> 発明は国家予算を使用した科学技術業務の結果です 科学技術業務の管理機関の名称： 科学技術業務の名称： 科学技術業務のコード：	
② 発明の名称	国際特許分類 (IPC)³ 第 3 種インデックスまでの詳細
③ 申請者 (特許証/実用新案登録証の付与請求の組織・個人)	
氏名： 住所： 市民カードの番号（ある場合）： 電話番号： メールアドレス： <input type="checkbox"/> 申請者は本発明の発明者でもあります <input type="checkbox"/> このセクションで申告する申請者に加えて、追加ページにてその他の申請者として申告する者もいます	
④ 申請者の代理人	
<input type="checkbox"/> 申請者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 申請者が委任した産業財産権代理サービス組織 <input type="checkbox"/> 申請者が委任した別の方	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">代表コード：</div>	
氏名： 住所： 電話番号： メールアドレス：	

¹ 産業財産権の国家管理機関の名称

² この申請書において、申請者/申請者の代理人は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内□に「×」を記入します。

³ 申請者/申請者の代理人が自己分類しなかった場合、又は誤って分類した場合は、国家知的財産庁が分類し、申請者/申請者の代理人が規定に従った分類手数料を納付しなければなりません。

⑤ 申請者/申請者の代理人の署名

<p>⑤ 発明者</p> <p>氏名 _____ 国籍： _____</p> <p>住所： _____</p> <p>電話番号： _____ メールアドレス： _____</p> <p><input type="checkbox"/> このセクションに記述された発明者に加えて、追加ページにてその他の発明者として申告する者もいます</p>			
<p>⑥ 優先権の主張出願（各出願）に関する詳細</p>		<p>が優先日決定の基礎となります</p>	
<p><input type="checkbox"/> ベトナムにおける初回の申請書（各申請書）に基づく</p> <p><input type="checkbox"/> パリ条約に基づいた申請書（各申請書）に基づく</p> <p><input type="checkbox"/> 他協定に基づく：</p>		<p>申請書の番号</p>	<p>出願日</p>
<p>⑦ 内容審査請求</p> <p><input type="checkbox"/> 内容審査請求</p>			
<p>⑧ 料金・手数料</p>			
<p>料金・手数料の種類</p>		<p>料金かかる対象の数</p>	<p>金額</p>
<p><input type="checkbox"/> 出願手数料 (分割申請書と変更申請書の両方に適用されます)</p>		<p>申請書</p>	
<p><input type="checkbox"/> 方式審査料</p> <p><input type="checkbox"/> 6 ページ以上（7 ページ目以降）を含む明細書</p>		<p>独立請求項の....項</p> <p>.....ページ</p>	
<p><input type="checkbox"/> 国際特許分類の手数料</p>		<p>.....類</p>	
<p><input type="checkbox"/> 優先権主張の審査手数料</p>		<p>.....通の申請/.....通の優先権主張出願</p>	
<p><input type="checkbox"/> 申請書の審査手数料（国内段階移行にあたり補正、補足を伴う国際出願の場合）</p>		<p>.....補正事項</p>	
<p><input type="checkbox"/> 申請書公表の手数料</p> <p><input type="checkbox"/> 特徴的な図面 1 枚以上の公表の請求（2 枚目以降）</p> <p><input type="checkbox"/> 6 ページを超える（7 ページ目以降の）明細書の公表請求</p>		<p>申請書</p> <p>.....枚</p> <p>.....ページ</p>	
<p><input type="checkbox"/> 内容審査のための情報検索手数料</p>		<p>独立請求項の....項</p>	
<p><input type="checkbox"/> 内容審査料</p> <p><input type="checkbox"/> 6 ページを超える（7 ページ目以降の）明細書</p>		<p>独立請求項の....項</p> <p>.....ページ</p>	
<p>申請書と納付する料金・手数料の総額は：</p>			
<p>書類の数（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）：</p>			

⑨ 申請者/申請者の代理人の署名

<p>⑨ 申請書に含まれる書類</p> <p>最低限必要な書類：</p> <p><input type="checkbox"/>ページを含む申請書</p> <p><input type="checkbox"/>ページを含む.....語の明細書</p> <p><input type="checkbox"/> 料金・手数料の納付証書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）</p> <p>他の書類：</p> <p><input type="checkbox"/>ページを含む.....語の要約書</p> <p><input type="checkbox"/>ページを含むベトナム語翻訳書</p> <p><input type="checkbox"/>語の委任状</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/>ページを含むベトナム語翻訳書</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 原本</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 写し（<input type="checkbox"/> 原本は後日提出します <input type="checkbox"/> 原本は.....番号の申請書と共に提出しました）</p> <p><input type="checkbox"/> 優先権を証明する書類</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/>通を含む初回出願の写し</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 優先権の譲渡証明書（他者から享受した場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 登録権を確認する書類（他者から享受した場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 追加ページに列挙される書類があります</p>	<p>書類一覧の確認（申請書を受ける職員向け）</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>申請書を受ける職員 （署名してフルネームを記入してください）</p> </div>
<p>⑩ 申請者/申請者の代理人の確約</p> <p>私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、法律の前に完全に責任を負うことを誓約します。</p> <p style="text-align: right;">.....年.....月.....</p> <p>日、.....にて</p> <p style="text-align: center;">申請者/申請者の代理人の署名と氏名 （役職と押印がある場合は明記してください）</p>	

..... ページ追加があります

医薬品流通の初回登録手続の遅延に関する確認申請書

拝啓¹：

A.登録事業所及び医薬品製造事業所の詳細

1.登録事業所

1.1.登録事業所の名称：

1.2.住所：

1.3.電話番号：

1.4.ベトナム駐在員事務所名（外国登録事業所の場合）：

住所：

電話番号：

2.製造事業所

2.1.製造事業所の名称

2.2.住所：

2.3.電話番号：

2.4.他の製造事業所（ある場合）

B.医薬品の詳細

1.医薬品の名称：

2.登録番号： 登録書類の受領日：

付与日： 登録番号の有効期限：

C.医薬品流通の初回登録手続の遅延期間²：**D.添付の書類**

- ・ 医薬品流通許可証の副本。
- ・ 他の関連書類（ある場合）。

登録事業所は、申請書及び添付書類に記載された内容の正確性について確約し、責任を負います。

.....年.....月.....日

登録事業所の法定代理人

(署名・氏名・役職を明記、押印する)

¹ 医薬品の流通権限を許可する管轄機関の名称。

² 2005年11月29日付けの知的財産法第50/2005/QH11の第131a条第2項及び第3項に従って決定され、2009年6月19日付けの法律第36/2009/QH12号、2019年6月14日日付の法律第42/2019/QH14号及び2022年6月16日日付の法律第07/2022/QH15号によって補正・補足されました。

発明特許に基づいて製造された医薬品の
初回販売承認の遅延に対する補償請求書

拝 啓

1 :

下記の申請者は、特許に基づいて製造された
医薬品の初回製造販売承認の遅延による補償
に関する規定の実現を請求します²

受領印
(申請書を受け付ける職員向け)

① 申請者
(組織・個人は補償を請求する特許証明書の所有者であります)

氏名：
住所：
市民カードの番号（ある場合）： 電話番号： メールアドレス：

② 申請者の代理人

申請者の法定代理人
 申請者が委任した 産業財産権代理業務機関
 申請者が委任した別の者

氏名：
住所：
電話番号： メールアドレス：

代表コード：

③ 医薬品流通許可証

医薬品の名称：
登録番号： 付与日： 有効期限：
医薬品流通の初回登録手続の遅延期間³：

④ 発明特許

発明の名称：
保護証書の番号： 付与日：
最新の特許使用料の納付期限：
医薬品の初回流通登録手続遅延期間中の特許使用料：
 納付済み 未納付
使用料を納付した場合は、以下を請求します：
 次回の有効維持期間から差し引かれます
 特許所有者への返金、返金の形式： 現金 銀行振込
(銀行振込をする場合、次の各項を明記してください)：
口座番号： 口座名義： 銀行（支店名も記載）：

¹産業財産権の国家管理機関の名称

² この申請書において、申請者又は申請者の代理人は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内に「×」を記入します。

³ 2005 年 11 月 29 日付けの知的財産法第 50/2005/QH11 の第 131a 条第 2 項及び第 3 項に従って決定され、2009 年 19 日付けの法律第36/2009/QH12号、2019年6月14日日付の法律第42/2019/QH14号及び2022年6月16日日付の法律第07/2022/QH15号によって補正・補足されました。

④ 申請者/申請者の代理人の署名

<p>⑤ 申請書に含まれる書類</p> <p><input type="checkbox"/>ページを含む申請書</p> <p><input type="checkbox"/> ...ページを含む医薬品の初回製造販売承認の遅延の確認書類</p> <p><input type="checkbox"/>語の委任状</p> <p> <input type="checkbox"/>ページを含むベトナム語翻訳書</p> <p> <input type="checkbox"/> 原本</p> <p> <input type="checkbox"/> 写し (<input type="checkbox"/> 原本は後日提出します <input type="checkbox"/> 原本は.....番号の申請書と共に提出しました)</p> <p><input type="checkbox"/> 他の書類、詳しくは：</p>	<p>書類一覧の確認 (申請書を受け付ける職員向け)</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p>申請書を受け付ける職員 (署名してフルネームを記入 してください)</p></div>
<p>⑥ 申請者/申請者の代理人の確約</p> <p>私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、法律の前に完全に責任を負うことを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">.....年.....月.....日、.....にて 申請者/申請者の代理人の署名と氏名 (役職と押印がある場合は明記してください)</p>	

発明使用権の
強制譲渡請求書

受領印
(申請書を受け付ける職員向け)

拝啓¹ :

下記の申請者が発明使用権の譲渡強制を請求します²。

①	申請者 (発明使用権の譲渡を請求する組織・個人)
氏名 :	
住所 :	
市民カードの番号 (ある場合) :	電話番号 : メールアドレス :
②	申請者の代理人
<input type="checkbox"/> 申請者の法定代理人	
<input type="checkbox"/> 申請者が委任した産業財産権代理サービス組織	代表コード:
<input type="checkbox"/> 申請者が委任した別の方	
氏名 :	
住所 :	
電話番号 :	メールアドレス :
③	譲渡の対象
発明の名称 :	
保護証書の番号 :	
付与日 :	
④	保護証書の所有者
氏名 :	
市民カードの番号 (ある場合) :	電話番号 : メールアドレス :

¹強制規定に従って発明使用権を譲渡する決定を発行する管轄機関の名称。

²この申請書において、申請者又は申請者の代理人は、枠内□に記載されている内容が該当する場合には、枠内に「×」を記入します。

⑤申請者/申請者の代理人の署名

申請書に含まれる書類	書類一覧の確認 (申請書を受け付ける職員向け)
<input type="checkbox"/>ページを含む申請書 <input type="checkbox"/>ページを含む特許譲渡請求の根拠を証明する書類 <input type="checkbox"/>語の委任状 <input type="checkbox"/>ページを含むベトナム語翻訳書 <input type="checkbox"/> 原本 <input type="checkbox"/> 写し (<input type="checkbox"/> 原本は後日提出します <input type="checkbox"/> 原本は.....番号の申請書と共に提出しました) <input type="checkbox"/> 料金・手数料納付証書の写し (料金・手数料を郵送サービス又は管轄機関の口座に直接納付の場合) <input type="checkbox"/> 他の書類、詳しくは：	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<p style="text-align: center;">㊦ 申請者/申請者の代理人の確約</p> <p>私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、法律の前に完全に責任を負うことを誓約します。</p> <p style="text-align: right;">.....年.....月.....日、.....にて 申請者/申請者の代理人の署名と氏名 (役職と押印がある場合は明記してください)</p> <p>い)</p>	

特許出願の
内容審査請求書

受領印
(申請書を受け付ける職員向け)

拝啓¹.....

下記の請求者は、特許出願の内容審査を請求します²

① 内容審査を請求される特許出願

申請書の番号：

② 内容審査の請求者

(内容の審査を請求する組織・個人)

氏名：

住所：

市民カードの番号（ある場合）：

電話番号：

メールアドレス：

申請者

第三者

③ 請求者の代理人

内容審査の請求者の法定代理人

内容審査の請求者が委任した産業財産権代理サービス組織

代表コード：

内容審査の請求者が委任した別の者

氏名：

住所：

電話番号：

メールアドレス：

④ 料金・手数料

料金・手数料の種類	料金かかる対象の数	金額
<input type="checkbox"/> 内容審査のための情報検索の手数料	独立請求項の.....項	
<input type="checkbox"/> 内容審査の手数料	独立請求項の.....項	
<input type="checkbox"/> 6ページを超える（7ページ目以降の）明細書ページ	
申請書と納付する料金・手数料の総額は：		
書類の数（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）：		

¹ 産業財産権の国家管理機関の名称

² この申請書において、申請者又は申請者の代理人は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内□に「×」を記入します。

⑥ 請求者/請求者代理人の署名

<p>⑤ 請求書に含まれる書類</p> <p><input type="checkbox"/>ページを含む申請書</p> <p><input type="checkbox"/>語の委任状</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 原本</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 写し (<input type="checkbox"/> 原本は後日提出します</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> 原本は.....番号の申請書と共にお願いしました)</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/>ページを含むベトナム語翻訳書</p> <p><input type="checkbox"/> 料金・手数料の納付証書の写し (料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合)</p>	<p>書類一覧の確認 (申請書を受け付ける職員向け)</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>申請書を受け付ける職員 (署名してフルネームを記入してください)</p> </div>
<p>⑥ 請求者/請求者代理人の確約</p> <p>私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、法律の前に完全に責任を負うことを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">.....年.....月.....日、.....にて 請求者/請求者の代理人の署名と氏名 (役職と押印がある場合は明記してください)</p>	

回路配置登録申請書

受領印

(申請書を受け付ける職員向け)

拝啓¹ :

下記の申請者は、申請書の検討、また半導体集積回路配置登録証明書の付与を請求します²
(□ 紙媒体)

① 回路配置に従って作製した半導体集積回路の説明

名称/記号 : 回路配置の作成日 :
初回の商業的利用:
.....にて (国の名前) 日付 :

□ 国家予算を使用した科学技術業務の結果です

科学技術業務の管理機関の名称:

科学技術業務の名称 :

科学技術業務のコード :

分類 :

(1) 機能 □メモリー □ロジック機能 □他の機能 :

(2) 構成 □両極 □MOS □Bi-MOS
□光電子 □他の構成(3) 技術 □TTL □DTL □ECL □ITL □CMOS
□NMOS □PMOS □他の技術 :

概要説明(市場にある他の半導体集積回路と区別できる特徴):

②

申請者

(回路配置登録証明書の付与請求の組織・個人)

氏名 :

住所 :

市民カードの番号 (ある場合) :

電話番号 :

メールアドレス :

□ 申請者が回路配置の発明者でもあります

□ このセクションで申告する申請者に加えて、追加ページにてその他の申請者として申告する者もいます

③

申請者の代理人

□ 申請者の法定代理人

□ 申請者が委任した産業財産権代理サービス組織

□ 申請者が委任した別の者

代表コード:

氏名 :

住所 :

電話番号 :

メールアドレス :

¹ 産業財産権の国家管理機関の名称² この申請書において、申請者/申請者の代理人は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内□に「×」を記入します。

⑦ 申請者/申請者の代理人の署名

...番目の追加ページ

②

他の申請者

(1 ページ目に申告した最初の申請者に加えて)

氏名 :

住所 :

市民カードの番号 (ある場合) :

電話番号 :

メールアドレス :

 申請者が回路配置の発明者でもあります 半導体集積回路配置登録証明書の副本付与を請求します

氏名 :

住所 :

市民カードの番号 (ある場合) :

電話番号 :

メールアドレス :

 申請者が回路配置の発明者でもあります 半導体集積回路配置登録証明書の副本付与を請求します

④

他の発明者

(2 ページに申告した発明者に加えて)

氏名 :

国籍 :

住所 :

市民カードの番号 (ある場合) :

電話番号 :

メールアドレス :

氏名 :

国籍 :

住所 :

市民カードの番号 (ある場合) :

電話番号 :

メールアドレス :

⑥

他の書類

(各種類の書類の詳細を申告する: 名前、ページ数など)

追加ページが...枚あります

⑦ 申請者/申請者の代理人の署名

工業意匠登録
申請書受領印
(申請書を受け付ける職員向け)拝啓¹ :下記の申請者は、申請書の検討、また工業意匠特許の付与を請求します² (□紙媒体)

□ 分割出願:本申請書は.....番号の申請書から分割されました。 出願日 :

□ 工業意匠は、国家予算を使用した科学技術業務の結果です。

科学技術業務の管理機関の名称 :

科学技術業務の名称 : 科学技術業務のコード :

① 工業意匠の名称 :

工業意匠の国際分類³

工業意匠が使用される分野

②

申請者

(工業意匠特許の付与請求の組織・個人)

氏名 :

住所 :

市民カードの番号 (ある場合) :

電話番号 :

メールアドレス :

□ 申請者は工業意匠の発明者でもあります。

□ このセクションで申告する申請者に加えて、追加ページにてその他の申請者として申告する者もいます

③

申請者の代理人

□ 申請者の法定代理人

□ 申請者が委任した産業財産権代理サービス組織

□ 申請者が委任した別の方

代表コード:

氏名 :

住所 :

電話番号 :

メールアドレス :

④

発明者

氏名 :

国籍 :

住所 :

市民カードの番号 (ある場合) :

電話番号 :

メールアドレス :

□ このセクションに記述された発明者に加えて、追加ページにてその他の発明者として申告する者もいます

⑤ 優先権の主張

出願 (各出願) に関する参照が
優先日決定の基礎となります

□ ベトナムにおける初回の申請書 (各申請書) に基づく

□ パリ条約に基づいた申請書 (各申請書) に基づく

□ 他の協定に基づく :

申請書の番号

出願日

出願国

¹産業財産権の国家管理機関の名称²この申請書において、申請者/申請者の代理人は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内□に「×」を記入します。³申請者が自己分類しなかった場合、又は誤って分類した場合は、国家知的財産庁が分類し、申請者が規定に従った分類料を納付しなければなりません。

⑥ 申請者/申請者の代理人の署名

...番目の追加ページ

②

他の申請者

(1 ページ目に申告した最初の申請者に加えて)

氏名：

住所：

市民カードの番号（ある場合）：

電話番号：

メールアドレス：

 申請者が工業意匠の発明者でもあります 工業意匠特許の副本付与を請求します

氏名：

住所：

市民カードの番号（ある場合）：

電話番号：

メールアドレス：

 申請者が工業意匠の発明者でもあります 工業意匠特許の副本付与を請求します

④

他の発明者

(1 ページに申告した発明者に加えて)

氏名：

国籍：

住所：

市民カードの番号（ある場合）：

電話番号：

メールアドレス：

氏名：

国籍：

住所：

市民カードの番号（ある場合）：

電話番号：

メールアドレス：

⑦

他の書類

(名前、ページ数などの各種類の書類を詳細に申告してください。)

..... ページ追加があります

⑧ 申請者/申請者の代理人の署名

商標登録
申請書

拝啓¹：.....

下記の申請者は、申請書の検討、また商標登録証の付与を請求します² (□紙媒体)

受領印

(申請書を受け付ける職員向け)

□分割出願:本申請書は.....番号の申請書から分割されました。

出願日：

①

商標

商標の見本

登録請求の商標の種類³：

- 団体商標
 証明商標
 音商標
 立体商標

商標の説明：

色：

説明：

②

申請者

(商標登録証の付与を請求する組織・個人)

氏名：

住所：

市民カードの番号（ある場合）：

電話番号：

メールアドレス：

□このセクションで申告する申請者に加えて、追加ページにてその他の申請者として申告する者もいます

③

申請者の代理人

- 申請者の法定代理人
 申請者が委任した産業財産権代理サービス組織
 申請者が委任した別の方

代表コード：

氏名：

住所：

電話番号：

メールアドレス：

¹産業財産権の国家管理機関の名称

²この申請書において、申請者/申請者の代理人は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内□に「×」を記入します。

³登録商標がこれらの場合に該当しない場合、チェックの必要がありません。

◎申請者/申請者の代理人の署名

④ 優先権の主張	出願（各出願）に関する参照が優先日決定の基礎となります		
<input type="checkbox"/> ベトナムにおける初回の申請書（各申請書）に基づく <input type="checkbox"/> パリ条約に基づいた申請書（各申請書）に基づく <input type="checkbox"/> 他協定に基づく：	申請書の番号	出願日	出願国
⑤ 料金・手数料			
料金・手数料の種類	料金かかる対象の数	金額	
<input type="checkbox"/> 出願の手数料	申請書		
<input type="checkbox"/> 商標の国際分類の手数料つのグループ		
<input type="checkbox"/> 各グループには6つ以上の商品/サービスがあります (7番目の商品/サービス以降)つの商品/サービス		
<input type="checkbox"/> 優先権主張の審査手数料通の申請/.....通の優先権主張出願		
<input type="checkbox"/> 申請書公表の手数料	申請書		
<input type="checkbox"/> 出願審査のための情報検索手数料つのグループ		
<input type="checkbox"/> 各グループには6つ以上の商品/サービスがあります (7番目の商品/サービス以降)つの商品/サービス		
<input type="checkbox"/> 出願審査料つのグループ		
<input type="checkbox"/> 各グループには6つ以上の商品/サービスがあります (7番目の商品/サービス以降)つの商品/サービス		
申請書と納付する料金・手数料の総額は：			
書類の数（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）：			

⑨ 申請者/申請者の代理人の署名と氏名

⑥ 申請書に含まれる書類	書類一覧の確認
最低限必要な書類：	(申請書を受け付ける職員向け)
<input type="checkbox"/>ページを含む申請書（商標を付した商品、サービスのリストがある）	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>つの見本を含む商標の見本	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 料金・手数料の納付証書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）	<input type="checkbox"/>
他の書類：	
<input type="checkbox"/>語の委任状	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 原本	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 写し（ <input type="checkbox"/> 原本は後日提出します	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 原本は.....番号の申請書と出願しました)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>ページを含むベトナム語翻訳書	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 特殊な標識（象徴、旗、バッジ、印など）の使用許可を確認する書類（.....ページを含む）	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 商標登録権の確認書類	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 他人から登録権を享受した確認書類	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>ページを含む団体商標・証明商標の使用規定	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 優先権を証明する書類	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>通を含む初回出願の写し	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>通を含むベトナム語翻訳書	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 優先権の譲渡証明書	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 地理的領域の地図	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 地元の特産品の地理的起源を示す地名又はその他の標識の使用を許可する省・中央政府直属の市人民委員会の文書	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 追加ページに列挙される書類があります	<input type="checkbox"/>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>申請書を受け付ける職員 (署名してフルネームを 記入してください)</p> </div>

◎申請者/申請者の代理人の署名

⑦

商標を付した商品、サービスの一覧と分類⁴

(ニクソン協定に基づく商品・サービスの国際分類に従って、各グループを順番に記録し；グループ内の商品、サービスの中に「；」を使用し；各グループの最後に、そのグループ内の商品/サービスの総数を記録してください)

⑧

認定商品/サービスの特徴の概要説明

(証明商標用)

□ 地理的起源：

□ 品質：

□ 他の特徴：

⑨

申請者の確約

私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、法律の前に完全に責任を負うことを誓約します。

.....年.....月.....日、.....にて
 申請者/申請者の代理人の署名と氏名
 (役職と押印がある場合は、明記してください)

..... ページ追加があります

⁴ 申請者が自己分類しなかった場合、又は誤って分類した場合は、国家知的財産庁が分類し、申請者が規定に従った分類料を納付しなければなりません。

.....番号の追加ページ

②

他の申請者

(1 ページ目に申告した最初の申請者に加えて)

氏名：

住所：

市民カードの番号（ある場合）：

電話番号：

メールアドレス：

 商標登録証の副本付与を請求します

氏名：

住所：

市民カードの番号（ある場合）：

電話番号：

メールアドレス：

 商標登録証の副本付与を請求します

氏名：

住所：

市民カードの番号（ある場合）：

電話番号：

メールアドレス：

 商標登録証の副本付与を請求します

氏名：

住所：

市民カードの番号（ある場合）：

電話番号：

メールアドレス：

 商標登録証の副本付与を請求します

⑥

他の書類

(各種類の書類の詳細を申告する: 名前、ページ数など)

.....ページ追加があります

⑨ 申請者/申請者の代理人の署名と氏名

地理的表示登録申請書

受領印
(申請書を受け付ける職員向け)

拝啓¹ :

下記の申請者は、申請書の検討、また地理的表示登録証明書の付与を請求します² (□紙媒体)

①

地理的表示

地理的表示

メモ

- 地理的表示は原産国で保護されています。
 具体的には：
 登録番号：
 日付： 国：
 地理的表示はまだ登録されていません

②

申請者

(地理的表示登録証明書の付与請求の組織・個人)

氏名：

住所：

市民カードの番号（ある場合）：

電話番号：

メールアドレス：

③

申請者の代理人

- 申請者の法定代理人
 申請者が委任した産業財産権代理サービス組織
 申請者が委任した別の者

代表コード：

氏名：

住所：

電話番号：

メールアドレス：

④

地理的表示管理機関

氏名：

住所：

電話番号：

メールアドレス：

¹産業財産権の国家管理機関の名称

² この申請書において、申請者又は申請者の代理人は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内に□「×」を記入します。

⑧申請者/申請者の代理人の署名

⑤ 地理的表示を付した製品

製品の名称：

製品の特殊的な性質・品質、又は・及び名声の概要：

⑥ 料金・手数料

料金・手数料の種類	料金かかる対象の数	金額
<input type="checkbox"/> 出願の手数料	申請書	
<input type="checkbox"/> 申請書公表の手数料	申請書	
<input type="checkbox"/> 出願審査のための情報検索手数料	申請書	
<input type="checkbox"/> 出願審査料	申請書	
申請書と納付する料金・手数料の総額は：		

書類の数（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）：

⑦ 申請書に含まれる書類

最低限必要な書類：

-ページ X.....通を含申請書
-ページを含む製品の特殊的な性質の明細書
- 料金・手数料の納付証書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）

他の書類：

-ページ X.....通を含む地理地域の地図
- 地理的表示が原産国で保護されている証明書
.....ページを含む
-ページを含むベトナム語翻訳書
-語の委任状
 -ページを含むベトナム語翻訳書
 - 原本
 - 写し（ 原本は後日提出します
 原本は.....番号の申請書と共に提出しました）
- 追加ページに列挙される書類があります

書類一覧の確認

（申請書を受け付ける職員向け）

-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-

申請書を受け付ける職員
（署名してフルネームを記入してください）

⑧ 申請者/申請者代理人の確約

私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、法律の前に完全に責任を負うことを誓約します。

.....年.....月.....日、.....にて

申請者/申請者の代理人の署名と氏名

（役職と押印がある場合は、明記してください）

.....ページ追加があります

...番目の追加ページ

⑦

他の書類

(各種類の書類の詳細を申告する: 名前、ページ数など)

..... ページ追加があります

⑧申請者/申請者の代理人の署名

第II部 申請書に関する要件

I. 共通の要件

申請者は、申請書の適切な箇所に必要な情報をすべて記入する必要がある。

II. 発明登録申請書

申請書の「国際特許分類」項目に、申請者は、産業財産権に関する国家管理庁が産業財産権官報に掲載される最新の国際特許分類（国際特許分類に関するストラスブール協定に基づく）に従って保護を必要とする技術的解決策の分類インデックスを記載する必要がある（セクション、クラス、サブクラス、グループ（メイングループまたはサブグループ）を含む完全な分類）。申請者が自己分類しなかった場合、又は誤って分類した場合は、国家知的財産庁が分類し、申請者が規定に従った分類料を納付しなければならない。

III. 回路配置登録申請書

申請者が情報の秘密保持を請求する場合、申請書に秘密保持請求の文書を明記する必要がある。秘密保持請求の文書は、この付属書の第IV部第3項目第5項に指定された要件を満たすことが求められる。

IV. 工業意匠登録申請書

1. 他の項目に加えて、申請書には、工業意匠の国際分類（工業意匠の国際分類に関するロカルノ協定に基づく）に従って、保護を求める工業意匠の国際分類インデックスを記載すること。申請者が自己分類しなかった場合、又は誤って分類した場合は、国家知的財産庁が分類し、申請者が規定に従った分類料を納付しなければならない。
2. 申請書には、工業意匠が使用される分野を記載しなければならない：工業意匠を含む商品の使用される具体的な分野であり、商品の使用目的、使用価値及び機能が明確に示されること。
3. 申請書には、工業意匠の名称が必要である。工業意匠の名称は、その工業意匠を含む商品の名称であり、一般的な言葉で簡潔に表現されており、広告的な性質を持たず、記号、メモ、又は商業的な指示は含まれない。
4. 保護請求を必要とする対象を一貫して正確に表現する工業意匠の4セットの写真や4セットの図が添付されることが求められる。それらの写真や図は、フレームなしでA4サイズ用の紙に印刷や貼り付けをされる必要がある。

V. 商標登録出願

1. 申請書の「登録請求の商標の種類」の項目には、申請者は、登録請求の商標の種類を明確に指定する必要がある（団体商標、証明商標、音商標、立体商標）。
2. 「商標の見本」の項目には、この付属書のIV部VIII項目の商標見本の

規定に従った見本が必要である。

3. 「商標の説明」項目には、申請者は、以下の規定に沿って文字で商標を説明することが必要である。
 - a) 色の商標保護申請の場合は、明確にその要求及び商標の色の名前を示すこと；
 - b) 商標が多数の要素で構成される場合は、各構成要素とそれらの要素の組み合わせを明確に示すこと；図が含む商標の場合には、図の内容及び意味を明確に示すこと；
 - c) 商標にベトナム語ではない文字や単語が含まれている場合には、その発音（ベトナム語に音訳）を明記し、かつ、それらの文字や単語に意味がある場合は、ベトナム語に翻訳すること。
 - d) 商標にアラビア数字又はローマ数字以外の数字が含まれている場合は、アラビア数字に翻訳すること；
 - e) 音商標の場合、申請者は、登録する商標の作成のための音響記号について、詳細かつ完全に説明すること（どのような楽器の音であるか、歌詞が含まれているかなど）この説明は、申請書と共に申請される書類に記載される場合もある；
 - f) 「商標使用の商品、サービスのリストと分類」項目に、申請者は、産業財産権に関する国家管理庁が産業財産権官報に掲載されるニース協定に基づく商品・サービスの国際分類に従って分類しなければならない。申請者が自己分類しなかった場合、又は誤って分類した場合は、国家産業財産権管理機関が分類し、申請者が規定に従った分類料を納付しなければならない。
 - g) 証明商標について、「認定される商品/サービスの特徴の概要説明」の項目には、申告者は、商標によって認定される商品/サービスの特徴を簡潔に説明すること（商標使用の商品やサービスの原産地、原材料、材質、商品の製造方法、サービスの提供方法、品質、精度、安全性またはその他の特徴）；
 - h) 申請書には、同一の商標サンプルを5個添付しなければならない。

VI. 地理的表示の登録申請書

地理的表示が文字ではない場合は、申請書には、80mm x 80mm 以下、20mm x 20mm 以上の同一の地理的表示サンプルを5個添付すること。

第III部

書類の形式についての共通の要件
申請書と共に提出する書類

1. 申請書の全ての書類は、A4 用紙 (210mm x 297mm) の片面にて縦方向で提出する必要がある (図面、図、表のみ横方向に提示できる)。しかし、地理的領域の地図の場合は、A3 用紙 (420mmx 297mm) にて提出できる。四方のマージン幅が 20mm、フォントが Times New Roman、サイズが 13 以上という形にすること。ただし、申請書の記入を目的としない出典のある補助的な資料を除く。
2. 写真セット、工業意匠の図面を除き、全ての書類の種類ごとに、複数のページが含まれる場合、各ページにアラビア数字でページ番号を記入する必要がある。
3. 書類は、修正及び消去無しに、明確かつ明瞭に、褪せ難いインクで、タイプ、又は印刷することが求められる。2 ページ以上の書類は、書類発行機関や申請者の割印が必要である (ある場合)。産業財産権に関する国家管理機関に提出された書類に軽微なスペルの誤りが発見された場合、申請者はその誤りを補正することができるが、補正箇所には、補正確認のため署名 (かつ押印 (ある場合)) しなければならない。
4. 申請書で使用される用語は一貫性がある通用の用語でなければならない (地方の方言、希有な言葉、自作の言葉を使用しない)。申請書で使用される記号、測量単位、電子フォント、スペル規則はベトナムの標準に従う必要がある。
5. 様式に従って作成する必要がある文書については、その様式を使用することが必須である。

第IV部

特定の文書に対する個別の要件

I. 特許明細書

1. 特許明細書には、発明を説明するための図面（必要な場合）が含まれる場合がある。説明は次の規定に準拠する必要がある。
 - a) 特許明細書の説明は保護請求の技術的解決策の本質を完全に明らかにする必要がある。説明には、それに基づいて、当該技術分野の平均的水準の知識を有する者がその解決を実現することができる程度に十分な情報が含まれている必要がある。技術的解決策の新規性、創造性のレベル及び産業上の利用可能性を明確にする必要がある（付与請求される保護証書が発明特許である場合）。技術的解決策の新規性、及び産業上の利用可能性を明確にする必要がある（付与請求される保護証書が実用新案特許である場合）。
 - b) 説明には、以下の内容を順序通りに含める必要がある：
 - ・ 発明の名称：対象又は複数の対象や全ての対象を簡潔に示すこと（以下に「対象」と呼ばれる）。発明の名称は、簡潔及び正確を求められる、かつ、誇大や広告を目的とすることではない。
 - ・ 発明の使用分野：対象として使用される、又は関連する分野。発明が複数の分野で使用される、又は関連する場合、それらの全ての分野を示す必要がある。上記の分野は、発明分類の結果と一致している必要がある。
 - ・ 発明の技術的状況：出願時の発明の使用分野における技術的状況（既知の類似物）（ある場合）。発明の技術的状況に関する情報がない場合は、その旨を明確に記載する必要がある。
 - ・ 発明の目的：発明が達成すべき目的、または発明が解決すべき課題（課題）を明確に記載する必要がある（例えば、発明の技術的状況のセクションで指摘された技術的解決策の欠点や制限を克服するため）。発明の目的や課題は、客観的・具体的に表示され、誇大・広告の目的とすることない。
 - ・ 発明の技術的本質：保護を必要とする対象の本質。次の内容を明確に記載する必要がある：解決すべき技術的課題（発明の目的）；保護の請求の対象を構成する技術的標識（特徴）、すなわち発明の目的を達成するための解決策を構成する技術的標識（特徴）（基本技術的標識と呼ばれる）、かつ、既知の同様の技術的解決策と比較して新規の技術的標識（特徴）；技術的状況と比較して

達成できる利点（有効性）（ある場合）、この内容は、b9で規定されるように別途説明される。

- ・ 添付図面（ある場合）の簡潔な説明；
- ・ 発明実現案の詳細な説明：当該技術分野の平均的水準の知識を有する者が発明を実現できる程度に、発明実現するための一つ又はいくつかの案を詳細に説明すること；
- ・ 発明実現の例（ある場合）：一つ又はいくつかの特定の発明実施案。発明が定量的な標識によって特徴づけられる場合には、その標識の具体的な値を示さなければならず、定量化できない場合には、その標識の明確な状態を示さなければならない。さらに、当該対象が達成できる機能及び目的に関する具体的な結果が必要である。
- ・ 達成できる可能性がある利点（有効性）（ある場合、かつ、発明の技術的本質に記載されていない場合）：生産性、品質、精度、または効率の向上、かつ、エネルギー消費と原材料の節約、かつ、取り扱い、操作、管理、又は使用を簡素化したり利便性を高めたりすること、かつ、環境汚染の克服などの形で表すことができる。実験データの統計結果を参考にして利益（効果）が得られる場合には、申請者は必要な条件や実験方法を提供する必要がある。

c) 発明保護範囲（以下では「保護範囲」や「保護請求」と呼ばれる）：

保護の範囲（請求項）は、説明書と図面に従って簡潔かつ明確に提示され、保護請求の対象（以下「対象」と呼ばれる）の新たな標識を含め、以下の規定に準拠する必要がある：

- ・ 保護範囲（請求項）は、説明書に完全に表示され、対象を確定するため、かつ目的を達するため、かつ既知の対象との区別をするため必要かつ十分な基本技術的標識が含まれること。
- ・ 保護範囲（請求項）内の技術的標識は、明確かつ正確であり、対応する技術分野で受け入れられるものであること。保護範囲（請求項）で使用される用語は、明確であり、説明で使用される用語と一致すること。
- ・ 保護範囲（請求項）は、塩基配列やアミノ酸配列、回折図、ワークフロー図など言葉による表示が不可能な部分への参照の場合を除き、明細書及び図面を参照してはならない；
- ・ 出願に保護範囲（請求項）を示す図面がある場合、保護範囲（請求項）に記載されている標識には参照番号を付けることができるが、

カッコ内に入れる必要がある。これらの参照番号は、保護の範囲(請求項)を制限するものとはみなされない。

- ・ 保護範囲(請求項)は、二つの構成で表示すべきである(ただし、義務ではない)：「限界部分」と「相違部分」、そのうち：「限界部分」は、対象の名称及び最新の既知の対象の特徴と重なる対象の名称及び特徴を網羅し、かつ「～で異なる」、「～で特徴付けられる」、又はこれらに相当する表現で「相違部分」に繋がれる。「相違部分」は、最新の既知の対象と異なった対象の特徴を網羅し、「限界部分」の特徴と併せて、保護請求の対象を構成する。
 - ・ 保護範囲(請求項)は、一つ又は複数の項を含む。複数の項を含む保護範囲(請求項)は、最初の項(いわゆる独立項)と独立項を具体化する継続項(各項)(いわゆる従属項)で保護請求の対象を表示する；又は複数の独立項で、それぞれの独立項がグループ内の保護請求対象の一つを表示し、それぞれの独立項が従属項(各項)を有することで、保護請求の対象グループを表示するのに、使用することができる。一つの保護請求項は、保護請求する一つの対象のみに言及し、単一の文で表現する必要がある。
 - ・ 保護範囲(請求項)の各項は、アラビア数字で順次に番号を付けられ、点で終わる。
 - ・ 複数の対象を表示するのに使用する複数項の保護範囲(請求項)は、下記の要件を満たさなければならない：相互に異なる対象を表現する独立項は、他の保護範囲(請求項)を援用してはならない。ただし、その援用によりその他の項の内容全部の繰り返しを回避することができる場合を除く；従属項は、それが従属する独立項の直後に表示されなければならない。
2. バイオテクノロジーに関連する特許出願の場合、上記の第1項で指定された発明の説明の共通要件に加えて、出願は次の要件を満たすことが必要である：
- a) 遺伝子配列又は遺伝子配列の一部に関する発明登録申請書については、明細書に世界知的所有権機関が規定する基準(発明登録申請書に塩基配列及びアミノ酸配列のリストを表示する基準)に基づく遺伝子リストを含めなければならない。配列リストは別のセクションに示され、明細書の最後に置かれる。
 - b) 国家知的財産庁は、通用の電子手段で読み取れる電子情報媒体(フロッピーディスク、光学ディスクなど)の提出を申請者に請

求することができる。その媒体には、明細部分に記入するリストと同一の塩基配列及びアミノ酸配列を記録する。

- c) 生物材料、又はそれに関連する発明であって、記述が不可能、又はバイオテクノロジーに関する平均的水準の知識を有する者が実施可能な程度で記述することができない場合、下記の要件を満たす場合に限り十分な開示であるとみなされる。

- ・ 提出した生物材料の見本は、出願日以前に、法律の規定する政府管轄機関に寄託されている；
- ・ 明細部分には、申請者の得た生物材料の特性に関する必要情報を明確に開示している。
- ・ 申請書には、生物材料の寄託機関、当該寄託機関により付与された生物材料の見本の受託番号が明記され、その情報を証明する資料は、優先日から 16 か月又は早期公開請求書の提出日のいずれかより早い日に国家知的財産庁に提出しなければならない。PCT 条約（特許協力条約）の実施に関する規則に規定する場合を除く。

- d) 申請者が生物材料の寄託者でない場合、申請書には、寄託者の名前及び住所を明記し、生物材料の合法的使用の認証資料は、優先日から 16 か月又は早期公開請求書の提出日のいずれかより早い期日で、国家知的財産庁に提出しなければならない。PCT 条約（特許協力条約）の実施に関する規則に規定する場合を除く。

3. 医薬品に関する発明登録申請書については、上記の第 1 項に規定する特許明細書に係る共通要件の他に、少なくとも下記の情報を含む医薬品の臨床試験の結果及び/又は薬理作用を記述しなければならない：

- a) 使用される物質・化合物；
- b) 使用される試験方法（システム）；
- c) 試験結果；
- d) 試験での薬理作用に関する結果と、病気の予防、診断、及び治療における当該医薬品の実際的な利用との相関関係。

II. 発明要約書

発明要約書は、保護請求の発明について、簡潔に（150 語以内で）表示するのに利用するものである。要約書は、情報伝達のための技術的解決の本質の主要な内容を表す。要約書には、代表的な図面又は公式を含めることができる。全ての代表的な図面又は公式（ある場合）は、A4 用紙の半分以内に明確に表示されること。

III. 回路配置の写真、図面

1. 回路配置の写真又は図面は、唯一の回路配置を判定できるような回路の要素の空間的な構造及び半導体集積回路におけるそれらの接続を適切に表示しなければならない。

上記の目的として、回路配置の写真又は図面は、この項目の第 2 項、第 3 項及び第 4 項に規定する要件を満たさなければならない。

2. 回路配置の写真・図面は、下記の三種類の資料のうちいずれかを含まなければならない：

- a) 集積回路の各層に係るコンピュータによる回路配置図面；
- b) 集積回路の各層を製造するための彫刻光学マスクの図面又は写真。
- c) 集積回路に組み込まれた回路配置の各層の写真。

3. 回路配置の写真・図面は、紙媒体で提出され、かつその回路配置の写真・図面の一部又は全部の電子データを保有する物件である補助的な資料を添付することができる。

4. 回路配置の写真/図面の形式

- a) 回路配置の写真・図面は、回路配置層別に係る個別の複数の写真・図面（又はそれらの組み合わせ）から構成され、各層の記号、集積回路のサイズ、及び拡大図を添付する；
- b) 全ての回路配置の写真・図面は、同じ縮尺でなければならない。紙媒体の資料の場合、回路配置のそれぞれの写真・図面は、目視で基本回路設計が見えるように、実際のサイズの 20 倍に拡大されるものでなければならない。
- c) 回路配置のそれぞれの写真・図面は、用紙 A4 サイズ、又は A4 サイズに畳まれるそれ以外のサイズで表示することができる。
- d) 回路配置の写真・図面は、明瞭で明確に描かななければならない。

5. 秘密保持を求められる資料

秘密情報を含む資料は、秘密資料パッケージに個別で形成され、かつ下記的方式で提出することができる：

- a) コンピュータによる図面の設計のサイズ表示資料に係るマイクロフィルム又はその類似形態。
- b) 電子データ。
- c) 不可視部分のある図面又は写真。ただし回路配置の特徴が基本的に可視でなければならない。

商業的に未利用である回路配置が許容される最大の秘密保持程度は、各層の表面の 50% であり；商業的に利用されている回路配置の場合：上部から 5 層のそれぞれから 2 層である。

IV. 回路配置に基づいて製造される集積回路見本

1. 提出すべき見本は、申請書に記述した回路配置に完全に合致する集積回路の全部又は一部である。回路配置に基づいて製造される集積回路

が製品の分割 不可能な部分である場合には、その回路配置に基づいて製造される集積回路 の部分を正確に表示する資料を当該製品に添付して提出しなければならない。

2. 回路配置が出願日の前に世界のどこかで商業的に利用されている場合には、申請者は、商業的に利用された見本を提出しなければならない。

V. 回路配置に基づいて製造される半導体集積回路の明細書

明細書には、保護請求の回路配置に基づいて製造される半導体集積回路について、下記の詳細情報を記載しなければならない。

1. 名称・記号：市場に流通する際に、他の集積回路と識別するために使用する文字及び・又は数字の組み合わせ。
2. 集積回路の基本的な機能についての記述（例：メモリー、ロジック機能、又はその他の機能）。
3. 集積回路の基本的な構造についての記述（例：両極、MOS、Bi-MOS、光電子、又はその他の構造）。
4. 集積回路製造技術についての記述（例：TTL、又はDTL、又はECL、又はITL、又はCMOS、又はNMOS、又はPMOSの技術、又はその他の技術）。
5. 申請書の出願日又は世界で最初の商業的利用時点のいずれか早い時点において、市場で他の半導体集積回路と識別するための主要な特徴の記述。

VI. 工業意匠明細書

工業意匠明細書は、下記の内容を含むことが必要である：

1. 下記の方法に従って、写真セット、図面セットの意匠の特徴と一致して、工業意匠の本質を表す基本的な意匠の特徴を完全に記述する：
 - a) 保護請求の工業意匠の意匠的特徴は、以下の順序で記述されなければならない：輪郭、線の特徴、輪郭及び・又は線の特徴間の相関、色彩特徴（もしあれば）。
 - b) 使用状態が異なる製品の場合（例：蓋がある、又は畳める製品など）に、相違形態における製品の工業意匠を記述しなければならない。
 - c) 工業意匠が複数のバリエーションで構成される場合、基本となるバリエーションの顕著な特徴を残りのバリエーションとの比較において明示しなければならない。
 - d) 工業意匠が製品セットの意匠である場合には、そのセットの製品別の意匠を記述しなければならない。

2. 最も類似する工業意匠：申請書に記載する同一の製品にかかる工業意匠と最も相違点が少なく、出願日又は優先日（当該申請書が優先権主張を含む場合）以前に広く知られていた工業意匠を明示する。その際、最も類似する当該工業意匠を開示する情報源を指摘する。
3. 写真又は図面のリスト：工業意匠の写真、立体図面、参照図面、断面図などを写真、図面の記入順に列挙する。

VII. 工業意匠の写真セット、図面セット

1. 写真又は図面は、明瞭で、明確に描かなければならない；図面は、実線で表示しなければならない；写真又は図面の背景は、単一色で、工業意匠と対照をなすものでなければならない。写真又は図面には、第7条と第8条に記述される場合を除き、保護請求の工業意匠に係る製品だけを表示しなければならない（その他の製品を添付しない）。断面図、拡大画像、開・閉状態を表示する簡潔かつ必要な参照を除き、技術的図面又は工業意匠の参照が含まれない。
2. 写真又は図面は、同じ縮尺で、工業意匠を表示しなければならない。写真又は図面の工業意匠のサイズは、90mm x 120mm より小さくしてはならず、190mm x 277mm より大きくしてはならない。
3. 写真又は図面は、決められた方向から、以下の順序で工業意匠を表示しなければならない：工業意匠の立体図、前側、裏側、右側、左側、上側、下側からの参照図；参照図は、正面で表示されなければならない。
4. 写真又は投影図が既存しているのと同じ又は対称であり、寸法や重量が大きい製品の底面の写真又は投影図、また厚さが薄すぎる工業意匠の表面の写真又は投影図は、申請書に含める必要はない。ただし、そのことを明細書の写真・図面のリストに明記にしなければならない。
5. 平面展開可能な工業意匠（例：箱、包装など）の場合には、工業意匠の参照図は、展開された状態の工業意匠の写真又は図面で代替することができる。
6. 工業意匠の複雑さに応じて、工業意匠の本質及び特徴を十分に表示するため、その他の角度からの写真、断面図、拡大図、部分の断面、製品の組立部品の写真又は図面、最終製品上の部品の使用を示す写真または図面などが必要となる可能性がある（その部品の工業意匠の産業財産権を確立するためではない）。
7. 複合製品の工業意匠については、各部品の写真・図面が提供される場合があるが、これは説明のみを目的をしており、その部品の工業意匠の産業財産権を確立するために使用されるものではない。

8. 各写真又は図面は、選択された同じ使用状態における工業意匠を示す必要がある。工業意匠の性質を明確にするために、他の状態を示す写真又は図面が提供される場合がある。
9. 複数のバリエーションがある申請書である場合、基本的なバリエーションは最初に表示しなければならない。工業意匠の各バリエーションは、この項目の規定に従って完全な写真・図面セットと共に提示される必要がある。対応するバリエーションの順序と、そのバリエーション内の写真・図面の順序を示すために、写真と図面には番号を付ける必要がある。
10. 製品セットの場合は、この項目の規定に従い、製品セット全体の斜視図と、そのセット内の各製品の写真・図面セットが必要である。

VIII. 商標の見本

1. 商標見本は、商標の要素別に 8mm から 80mm までのサイズで表示されなければならない；商標全体は、申請書に印刷されるサイズである 80mmx80mm の枠内に表示されなければならない。
2. 商標が立体である場合、商標見本は、立体図の写真又は図面を添付しなければならないが、参照図の形で記述する見本を添付することができる。
3. 色彩保護を請求する商標の場合、商標見本は、保護請求の色の通りに表示されなければならない。色彩保護を請求しない場合、商標見本は、白黒で表示される。
4. 音商標の場合、商標の見本はデジタル形式の音声ファイルである。容量が 3MB 以下で、音声のグラフィカル（5 線の五線譜）の形で表示される。

IX. 地理的表示のある製品の特殊的な性質の明細書

1. 製品の特定の特性の明細書には、下記の情報が必要である：
 - a) 地理的表示のある製品の特定の特性は、地理的条件によって決定され、物理学、化学、及び生物学的な感覚、定性、定量の各指標で判定される。これらの指標は、確定されるものであり、かつ特定の試験方法により、技術的装置又は専門家により検査可能なものである、及び・又は
 - b) 当該製品の関連消費者の広範な認知により決定される、地理的条件により決定される地理的表示を有する製品の名声であって、検証できるもの、及び
 - c) 独特の気象、水利、地質、地形、生態系及びその他の自然条件を含む地理的表示に係る製品の特殊的な性質・品質及び名声をもたらす地理的条件；地方の伝統的な生産行程を含む生産者の技能に関する要素（原料製造から原料加工、製品製造までの一つ、複数、

又は全ての各行程、及び、製品包装行程が製品の性質・品質・名声に影響を及ぼす場合には、製品包装行程も含む）、もしその行程が地理的表示が付いた製品の特定の性質/品質および評判を作成および維持する要因であり、検査可能なほど明確かつ詳細な情報を含む、（上記の情報に、未だ公開されておらず、又は当該地域を超えて広く知られていない秘密や技術的ノウハウを含む場合には、申請者は、当該情報の秘密保持についての保証がなければこれらの秘密又はノウハウに関する詳細な情報の提供を拒むことができる）；及び

- d) 本項目の上記の a 及び b に規定される地理的表示を付した製品の特殊的な性質・品質及び名声と本項目の上記の c に規定する地理的条件との有機的な関係。
 - e) 製品の特殊的性質/品質に関する自己検査メカニズムに関する情報。
2. 製品の特殊的性質の明細書には、性質・品質・名声に関する情報に根拠があり、確実なものであること（試験、研究、調査などの結果）を証明する資料を添付しなければならない。記載される性質・品質は、対応する地理的領域内の全ての製造業者の製品の典型的な性質・品質でなければならない（地理的領域内の全ての製造業者からの関連情報とデータの収集、統計、分析、総合に基づき、又は地理的領域におけるすべての製造業者の代表性を確保するための適切なサンプリング方法で決定される）。

地理的表示を付した製品の物理的、化学的、生物学的指標が、研究所、試験研究所、校正研究所、認証機関、検査機関、又はその他の認められた適合性査定機関の分析、検査、検定を通じて確定できる場合のみ、製品の特殊的性質の明細書は根拠があり、確実なものであるとみなされる。

X. 地理的表示の該当地理地域の地図

地理的表示の該当地理地域の地図は、製品の特殊的性質・品質及び名声の生み出す自然条件を満たす地理地域を正確に確定できるほど、十分な情報を網羅しなければならない。ベトナムの地理的表示の場合、地図は、地理的表示の該当地理地域が位置する省又は中央運営都市の人民委員会によって認定されなければならない、かつ地理地域の明細書と共に提出することができる。

XI. 地理的表示を区別できるようにするための地理的表示の使用条件と表示方法についての明細書（同音異義語の地理的表示の場合）

製品の真の地理的原産地を明確に特定し、その地理的表示を付した製品が別の地理的地域で生産されたものであると消費者が誤解しないようにするため、明細書は、地理的表示を付した製品の実際の生産や事業活動において、製品の地理的表示に関する情報（製品の包装、営業手法及び取引書類）の提示・表示する方法を明確に示しなければならない。例えば、地理的表示の隣に、地理的起源を国・県・市の名称として完全に記録

すること、又は画像、ロゴ・アイコンや商品ラベルの表示の他の規則などの地理的表示を含む他の識別標識を使用することが必要である。

付録書 II

(政府の政令 /2023/ND-CP 号に添付

2023 年 月 日発行)

様式第 01 号	ベトナム発の商標の国際登録申請書
様式第 02 号	ベトナム発のマドリッド出願に国際登録番号が発行された後に実施される請求書
様式第 03 号	マドリッド議定書第 9 ^{quinquies} 条に基づいて失効となった商標の国際登録から変更される商標登録申請書
様式第 04 号	産業財産権登録出願の補正・補足申請書
様式第 05 号	産業財産権登録出願の譲渡記録の請求書
様式第 06 号	産業財産権の対象の保護証書補正の申請書
様式第 07 号	産業財産権の対象の保護証書の有効期間を更新/維持する申請書
様式第 08 号	産業財産権の対象の保護証書の効力終了/取消の申請書
様式第 09 号	産業財産権の対象の保護証書の再発行/副本発行の申請書
様式第 10 号	特許証/実用新案登録証
様式第 11 号	半導体集積回路の回路配置登録証
様式第 12 号	工業意匠登録証
様式第 13 号	商標登録証
様式第 14 号	地理的表示登録証明書

ベトナム発の商標の国際登録申請書

受領印
(申請書を受け付ける職員向け)

拝啓¹ :

下記の申請者は、マドリッド制度を通じて商標の国際登録の手続を行うことを申請します。²

① 国際登録請求の商標	
商標の見本 <div style="border: 1px dotted black; height: 200px; width: 100%;"></div>	ベトナムで提出された基礎出願又はベトナムで発行された基礎商標登録証に関する情報 <input type="checkbox"/> 基礎商標登録出願 <input type="checkbox"/> 基礎商標登録証 出願/証明書の番号： 出願日/証明書の発行日： 出願/証明書の商品・サービスのグループ： 国際登録請求の商品・サービスのグループ：
② 申請者 (国際登録請求の組織・個人)	
氏名： 住所： 市民カードの番号(ある場合)： 電話番号： メールアドレス：	

¹ 産業財産権の国家管理機関の名称

² この申請書において、申請者又は申請者の代理人は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内に「×」を記入します。

⑦ 申請者/申請者の代理人の署名

③ 申請者の代理人

- 申請者の法定代理人
 申請者が委任した産業財産権代理サービス組織
 申請者が委任した別の者

代表コード:

氏名:

住所:

電話番号:

メールアドレス:

④ 指定された委員

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. 委員の名前:
委員コード: | 5. 委員の名前:
委員コード: |
| 2. 委員の名前:
委員コード: | 6. 委員の名前:
委員コード: |
| 3. 委員の名前:
委員コード: | 7. 委員の名前:
委員コード: |
| 4. 委員の名前:
委員コード: | 8. 委員の名前:
委員コード: |

⑤ 料金・手数料

料金・手数料の種類	金額
ベトナム発の商標国際登録の手続を行う料金(国際事務局に納付する料金は含まれません)	
<input type="checkbox"/> 直接納付	
<input type="checkbox"/> 銀行振込や郵便の納付(取引の情報を明記してください):	

⑦ 申請者/申請者の代理人の署名

<p>⑥ 申請書に含まれる書類</p> <p><input type="checkbox"/>.....ページ×.....通を含む申請書</p> <p><input type="checkbox"/>.....ページ×.....通を含む.....語の MM2 申請書</p> <p><input type="checkbox"/>...通を含む...MM18 申請書(アメリカ指定がある場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 見本を.....つ含む商標見本</p> <p><input type="checkbox"/> 委任状 X01 通</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 原本</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 写し (<input type="checkbox"/> 原本は後日提出します</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> 原本は.....番号の申請書と共に 出願しました)</p> <p><input type="checkbox"/> 料金・手数料の納付証書の写し(料金・手数料を郵便 サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口 座に直接納付する場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 他の書類、詳しくは：</p> <p><input type="checkbox"/>...ページ追加があります、それは(明記してくださ い)....</p>	<p style="text-align: center;">書類一覧の確認 (申請書を受け付ける職員向け)</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">申請書を受け付ける 職員 (署名してフルネーム を記入してください)</p> </div>
<p>⑦ 申請者/申請者の代理人の確約</p> <p>私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、法律の前に完全に責任を負うことを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">.....年.....月.....日、.....にて 申請者/申請者の代理人の署名と氏名 (役職と押印がある場合は明記してください)</p>	

ベトナム発の马德里ッド出願に国際登録番号が発行された後に実施される請求書

1

拝啓² :

下記の申請者は次の手続を請求します³ :

受領印 (申請書を受け付ける職員向け)

<input type="checkbox"/> 商標国際登録の有効期間の更新 <input type="checkbox"/> 事後指定(保護地域の拡大) <input type="checkbox"/> 商標国際登録出願 <input type="checkbox"/> 商標国際登録の効力終了/取消 <input type="checkbox"/> 他の手続、詳しくは :	国際登録の情報
	国際登録番号 : 国際登録日 : 国際登録の有効期限 :
① 申請者 (以上の内容を請求した国際登録の所有者)	
氏名 : 住所 : 市民カードの番号(ある場合) : 電話番号 : メールアドレス :	
② 申請者の代理人	
<input type="checkbox"/> 申請者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 申請者が委任した産業財産権代理サービス組織 <input type="checkbox"/> 申請者が委任した別の方	
氏名 : 住所 : 電話番号 : メールアドレス :	
③ 上記の請求に関する指定の委員	
<input type="checkbox"/> 国際登録出願における指定された委員の全員 <input type="checkbox"/> 下記の指定された委員のみ関連があります :	
1. 委員の名前 : 2. 委員の名前 : 委員コード : 委員コード :	
④ 料金・手数料	
料金・手数料の種類	金額
商標国際登録の有効期間の更新/事後指定/補正記録/効力の終了/取消などの審査料(国際事務局に納付する料金は含まれません)	
<input type="checkbox"/> 直接納付	
<input type="checkbox"/> 銀行振込や郵便の納付(取引の情報を明記してください) :	

1

請求には下記の内容が含まれます : 事後指定(保護地域の拡大) 、国際登録者の氏名及び住所の補正、商品、サービス一覧の制限、商標国際登録の有効期間の更新、代理者の指定、代理者の変更、国際登録譲渡の記録など。

²産業財産権の国家管理機関の名称

³この申請書において、申請者又は申請者の代理人は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内に「×」を記入します。

⑥申請者/申請者の代理人の署名

<p>⑤ 申請書に含まれる書類</p> <p><input type="checkbox"/>.....ページ X.....通を含む申請書</p> <p><input type="checkbox"/>.....ページ X.....通を含むMM申請書</p> <p><input type="checkbox"/> 基礎商標登録証の効力取消の決定書の写し(商標国際効力の取消を請求する場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 商標国際登録の効力を終了/取消する請求理由の説明書</p> <p><input type="checkbox"/> 委任状 X01 通</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 原本</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 写し (<input type="checkbox"/> 原本は後日提出します</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> 原本は.....番号の申請書と共に出願しました)</p> <p><input type="checkbox"/> 料金・手数料の納付証書の写し(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 他の書類、詳しくは :</p> <p><input type="checkbox"/>.....ページ追加があります、それは(明記してください)</p>	<p style="text-align: center;">書類一覧の確認 (申請書を受け付ける職員向け)</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">申請書を受け付ける職員 (署名してフルネームを記入してください)</p> </div>
--	---

⑥ 申請者/申請者の代理人の確約

私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、法律の前に完全に責任を負うことを誓約します。

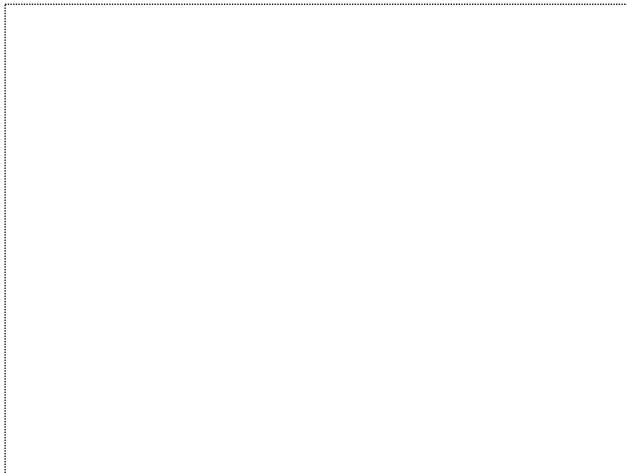
.....年.....月.....日、.....にて
申請者/申請者の代理人の署名と氏名
(役職と押印がある場合は明記してください)

マドリッド議定書第 9^{quinquies} 条に基づいて
失効となった商標の
国際登録から変更される
商標登録申請書

拝啓¹ :

下記の申請者は、マドリッド議定書第 9^{quinquies} 条に基づいて失効となった商標の国際登録から変更される商標登録を行うことを請求します。²

受領印
(申請書を受け付ける職員向け)

①		移転される商標	
商標の見本 		失効の国際登録の情報	
		失効の国際登録の番号 : 国際登録日 : 事後指定の日 : (ベトナムを事後指定する場合) : 国際登録の優先日(ある場合) : 国際事務局の国際登録簿に無効と記録された日 :	
②		申請者 (移転請求の組織・個人)	
氏名 :		メールアドレス :	
住所 :		電話番号 :	
市民カードの番号(ある場合) :			
③		申請者の代理人	
<input type="checkbox"/> 申請者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 委任した産業財産権代理サービス組織 <input type="checkbox"/> 申請者が委任した別の者		代表コード:	
氏名 :			
住所 :			
電話番号 :		メールアドレス :	

¹産業財産権の国家管理機関の名称

²この申請書において、申請者又は申請者の代理人は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内に「x」を記入します。

⑦申請者/申請者の代理人の署名

④ 手数料		
料金・手数料の種類	料金かかる対象の数	金額
<input type="checkbox"/> 出願の手数料	申請書	
<input type="checkbox"/> 商標の国際分類の手数料	...つのグループ	
<input type="checkbox"/> 各グループには6つ以上の商品/サービスがあります(7番目の商品/サービス以降)	...つの商品/サービス	
<input type="checkbox"/> 申請書公表の手数料(商標国際登録はベトナムでの保護が受理されない場合)	申請書	
<input type="checkbox"/> 審査のための情報検索手数料	...つのグループ	
<input type="checkbox"/> 各グループには6つ以上の商品/サービスがあります(7番目の商品/サービス以降)	...つの商品/サービス	
<input type="checkbox"/> 出願審査料	...つのグループ	
<input type="checkbox"/> 各グループには6つ以上の商品/サービスがあります(7番目の商品/サービス以降)	...つの商品/サービス	
<input type="checkbox"/> 直接納付		
<input type="checkbox"/> 銀行振込や郵便の納付(取引の情報を明記してください) :		
⑤ 申請書に含まれる書類 <input type="checkbox"/>ページ X.....通を含む申請書 <input type="checkbox"/> ...つを含む商標の見本 <input type="checkbox"/> 委任状 X01 通 <input type="checkbox"/> 原本 <input type="checkbox"/> 写し(<input type="checkbox"/> 原本は後日提出します <input type="checkbox"/> 原本は.....番号の申請書と共に 出願しました) <input type="checkbox"/> 料金・手数料の納付証書の写し(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合) <input type="checkbox"/> 他の書類、詳しくは : <input type="checkbox"/> ...ページ追加があります、それは(明記してください). <input type="checkbox"/> 失効の国際登録の写し	書類一覧の確認 (申請書を受け付ける職員向け) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 申請書を受け付ける職員 (署名してフルネームを記入してください) </div>

⑥

移転商標を付した商品・サービスの一覧及びグループ

(商品・サービスの一覧は国際登録における失効一覧と同等以下でなければなりません)

(ニクソン協定に基づく商品・サービスの国際分類に従って、各グループを順番に記録し；グループ内の商品、サービスの中に「；」を使用し；各グループの最後に、そのグループ内の商品/サービスの総数を記録してください)

⑦

申請者/申請者の代理人の確約

私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、法律の前に完全に責任を負うことを誓約します

.....年.....月.....日、.....にて

申請者/申請者の代理人の署名と氏名

(役職と押印がある場合は明記してください)

産業財産権登録出願の
補正・補足申請書

受領印
(申請書を受け付ける職員向け)

拝啓¹ :

下記の申請者は、産業財産権登録出願の補正・補足を請求します²

<p>① 申請者 産業財産権登録出願の補正・補足を請求する組織・個人</p> <p>氏名 : 住所 : 市民カードの番号(ある場合) : 電話番号 : メールアドレス :</p>	
<p>② 申請者の代理人</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 委任した産業財産権代理サービス組織 <input type="checkbox"/> 申請者が委任した別の方</p> <p>氏名 : 住所 : 電話番号 : メールアドレス :</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;">代表コード:</div>	
<p>③ 補正・補足申請書請求の申請書</p> <p><input type="checkbox"/> 発明登録申請書 <input type="checkbox"/> 工業意匠登録申請書 <input type="checkbox"/> 半導体集積回路の回路配置登録申請書 <input type="checkbox"/> 商標登録申請書 <input type="checkbox"/> 地理的表示登録申請書</p>	<p>申請書の番号 :</p>
<p>④ 補正・補足の請求事項</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者の氏名 <input type="checkbox"/> 申請者の住所 <input type="checkbox"/> 他の事項 :</p>	<p>以下の内容通りに補正・補足を請求します : (必要に応じて追加のページを使用することもできます)</p>

¹ 産業財産権の国家管理機関の名称

² この申請書において、申請者/申請者の代理人は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内□に「×」を記入します。

⑦ 申請者/申請者の代理人の署名

産業財産権登録出願の譲渡記録の請求書

受領印
(申請書を受け付ける職員向け)

拝啓¹.....

下記の申請者は、産業財産権登録出願の譲渡記録を請求します²

① 申請者 (出願の譲渡記録を請求する組織・個人)		
氏名：		
住所：		
市民カードの番号(ある場合)：	電話番号：	メールアドレス：
<input type="checkbox"/> 譲渡をする側		
<input type="checkbox"/> 譲渡を受ける側		
② 申請者の代理人		
<input type="checkbox"/> 申請者の法定代理人		代表コード:
<input type="checkbox"/> 申請者が委任した産業財産権代理サービス組織		
<input type="checkbox"/> 申請者が委任した別の方		
氏名：		
住所：		
電話番号：	メールアドレス：	
③ 契約の第二当事者 (申請者の名義ではありません)		
氏名：		
住所：		
電話番号：	メールアドレス：	
④ 譲渡される申請書		
<input type="checkbox"/> 発明登録申請書	申請書の番号：	
<input type="checkbox"/> 工業意匠登録申請書		
<input type="checkbox"/> 半導体集積回路の回路配置登録申請書		
<input type="checkbox"/> 商標登録申請書		
⑤ 料金・手数料		
料金・手数料の種類	料金かかる対象の数	金額
<input type="checkbox"/> 申請書譲渡を請求する審査料通の申請書	
<input type="checkbox"/> 申請書譲渡情報の公表料金通の申請書	
申請書と納付する料金・手数料の総額は：		
書類の数(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合)：		

¹ 産業財産権の国家管理機関の名称

² この申請書において、申請者又は申請者の代理者は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内に「」を記入します。

⑦申請者/申請者の代理人の署名

産業財産権の対象の保護証書補正の申請書

受領印

(申請書を受け付ける職員向け)

拝啓¹ :下記の申請者は、産業財産権の対象の保護証書補正を請求します²

① 申請者 (保護証書補正の申請書を請求する組織・個人)	
氏名 : 住所 : 市民カードの番号(ある場合) : 電話番号 : メールアドレス :	
② 申請者の代理人 <input type="checkbox"/> 申請者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 委任した産業財産権代理業務の機関 <input type="checkbox"/> 申請者が委任した別の者	
氏名 : 住所 : 電話番号 : メールアドレス :	
③ 補正請求の保護証書 <input type="checkbox"/> 特許証 <input type="checkbox"/> 実用新案登録証 <input type="checkbox"/> 工業意匠登録証 <input type="checkbox"/> 半導体集積回路の回路配置登録の証明書 <input type="checkbox"/> 商標登録出願証明書 <input type="checkbox"/> 地理的表示登録証明書	保護証書の番号 :
④ 補正請求事項 <input type="checkbox"/> 保護証書の所有者の氏名 : <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 他の事項 :	以下の通り補正を請求します(必要に応じて、追加ページを使用できます)

¹ 産業財産権の国家管理機関の名称² この申請書において、申請者又は申請者の代理人は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内□に「×」を記入します

⑦ 申請者/申請者の代理人の署名

産業財産権の対象の保護証書の
有効期間を更新/維持する申請書

拝啓¹ :

下記の申請者は、産業財産権の対象の保護証書の
有効期間を更新/維持することをを請求します²

受領印

(申請書を受け付ける職員向け)

①

申請者

(保護証書の有効期限の更新/維持することを請求する組織・個人)

氏名 :

住所 :

市民カードの番号(ある場合) : 電話番号 : メールアドレス :

②

申請者の代理人

申請者の法定代理人

申請者が委任した産業財産権代理サービス組織

申請者が委任した別の方

氏名 :

住所 :

電話番号 : メールアドレス :

代表コード:

③

更新/維持の請求の対象

工業意匠登録証

保護証書の番号 :
更新が必要であるバリエーション :

商標登録証

保護証書の番号 :
更新が必要であるグループ又は商品・サービス

特許証

実用新案登録証

特許証証明書の数 :
独立請求項の....項
有効期限の維持の年 :

¹ 産業財産権の国家管理機関の名称

² この申請書において、申請者又は申請者の代理人は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内
□に「×」を記入します。

⑥ 申請者/申請者の代理人の署名

④ 料金・手数料		
料金・手数料の種類	料金かかる対象の数	金額
<input type="checkbox"/> 保護証書の有効期限の更新/維持を請求する審査料	保護証書	
<input type="checkbox"/> 保護証書の有効期限の更新/維持の手数料つの商品・サービスのグループ	
	一つの商品ごとの.....つのバリエーション	
	独立請求項の.....項	
<input type="checkbox"/> 効力の更新/維持の納付遅れの手数料か月間の遅れ	
<input type="checkbox"/> 保護証書の使用料つの商品・サービスのグループ	
	一つの商品ごとの.....つのバリエーション	
	独立請求項の.....項	
<input type="checkbox"/> 保護証書の効力の更新決定/維持報告の登記手数料	保護証書	
<input type="checkbox"/> 保護証書の効力の更新決定/維持報告の公表料金	決定/報告	
申請書と納付する料金・手数料の総額は：		
書類の数(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合)：		
⑤ 申請書に含まれる書類 <input type="checkbox"/>ページを含む申請書 <input type="checkbox"/> 保護証書の原本(保護証書に更新の記録を請求する場合) <input type="checkbox"/> 原本は.....番号の申請書と共にお願いしました) <input type="checkbox"/>語の委任状 <input type="checkbox"/>ページを含むベトナム語翻訳書 <input type="checkbox"/> 原本 <input type="checkbox"/> 写し(<input type="checkbox"/> 原本は後日提出します <input type="checkbox"/> 原本は.....番号の申請書と共にお願いしました) <input type="checkbox"/> 料金・手数料の納付証書の写し(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合) <input type="checkbox"/> 他の書類、詳しくは：	<div style="text-align: center;"> 書類一覧の確認 (申請書を受け付ける職員向け) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 申請書を受け付ける職員 (署名してフルネームを記入してください) </div>	
⑥ 申請者/申請者の代理人の確約 私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、法律の前に完全に責任を負うことを誓約します。 <div style="text-align: right;"> 年.....月.....日、.....にて 申請者/申請者の代理人の署名と氏名 (役職と押印がある場合は明記してください) </div>		

産業財産権の対象の保護証書の効力終了/
取消の申請書

拝啓¹：.....

下記の申請者は、産業財産権の対象の保護証書を請求
します²

受領印
(申請書を受け付ける職員向け)

<p>① 申請者 (保護証書の効力終了/取消を請求する組織・個人)</p> <p>氏名： 住所： 市民カードの番号(ある場合)： 電話番号： メールアドレス：</p>	
<p>② 申請者の代理人</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 申請者が委任した産業財産権代理業務機関 <input type="checkbox"/> 申請者が委任した別の方</p> <p>氏名： 住所： 電話番号： メールアドレス：</p> <p style="text-align: right;">代表コード：<input style="width: 150px; height: 20px;" type="text"/></p>	
<p>③ 終了/取消を請求される保護証書</p> <p><input type="checkbox"/> 特許証 <input type="checkbox"/> 実用新案登録証 <input type="checkbox"/> 半導体集積回路の回路配置登録証明書 <input type="checkbox"/> 工業意匠登録証 <input type="checkbox"/> 工業意匠国際登録出願 <input type="checkbox"/> 商標登録証 <input type="checkbox"/> 商標国際登録出願 <input type="checkbox"/> 地理的表示登録証明書</p>	<p>保護証書の番号：</p>
<p>④ 請求事項</p> <p><input type="checkbox"/> 保護証書の効力終了 <input type="checkbox"/> 保護証書の効力取消</p> <p>理由： </p>	
<p>⑤ 料金・手数料</p>	

¹ 産業財産権の国家管理機関の名称

²

この申請書において、申請者又は申請者の代理人は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内
に「×」を記入します。

料金・手数料の種類	料金かかる対象の数	金額
<input type="checkbox"/> 保護証書の効力終了/取消の請求の手数料つの対象	
<input type="checkbox"/> 保護証書の効力終了/取消の請求の審査料	保護証書	
<input type="checkbox"/> 保護証書の効力終了/取消の決定の登記手数料	保護証書	
<input type="checkbox"/> 保護証書の効力終了/取消の決定の公表料金	決定	
申請書と納付する料金・手数料の総額は：		
書類の数(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合)：		
⑥ 申請書に含まれる書類 <input type="checkbox"/>ページを含む申請書 <input type="checkbox"/> 保護証書の効力終了/取消の請求の理由の説明書 <input type="checkbox"/>語の委任状 <input type="checkbox"/>ページを含むベトナム語翻訳書 <input type="checkbox"/> 原本 <input type="checkbox"/> 写し(<input type="checkbox"/> 原本は後日提出します <input type="checkbox"/> 原本は.....番号の申請書と出願しました) <input type="checkbox"/> 料金・手数料の納付証書の写し(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合) <input type="checkbox"/> 他の書類、詳しくは：	書類一覧の確認 (申請書を受け付ける職員向け) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	申請書を受け付ける職員 (署名してフルネームを記入してください)
⑦ 申請者/申請者の代理人の確約 私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、法律の前に完全に責任を負うことを誓約します。 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 年.....月.....日、.....にて 申請者/申請者の代理人の署名と氏名 (役職と押印がある場合は明記してください) </div>		

産業財産権の対象の保護証書の
再発行/副本発行の申請書

受領印

(申請書を受け付ける職員向け)

拝啓¹ :

下記の申請者は、副本発行/再発行を請求します²

<p>① 申請者 (再発行/副本発行を請求する組織・個人)</p> <p>氏名 : 住所 : 市民カードの番号(ある場合) : 電話番号 : メールアドレス :</p>	
<p>② 申請者の代理人</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 申請者が委任した産業財産権代理サービス組織 <input type="checkbox"/> 申請者が委任した別の方</p> <p>氏名 : 住所 : 電話番号 : メールアドレス :</p>	
<p>③ 再発行/副本発行される対象</p> <p><input type="checkbox"/> 特許証 <input type="checkbox"/> 実用新案登録証 <input type="checkbox"/> 半導体集積回路の回路配置登録証明書 <input type="checkbox"/> 工業意匠登録証 <input type="checkbox"/> 商標登録証 <input type="checkbox"/> 地理的表示登録証明書 <input type="checkbox"/> 産業財産権の対象の使用権譲渡契約登記証明書</p>	<p>保護証書の番号 : 産業財産権の対象の使用権譲渡契約登記証明書の番号 :</p>
<p>④ 請求事項</p> <p><input type="checkbox"/> 保護証書/証明書の副本発行(共同所有者向け) <input type="checkbox"/> 保護証書/証明書の再発行(発行された回数 :) <input type="checkbox"/> 保護証/証明書の副本の再発行(副本の番号 : 発行された回数 :)</p> <p><u>再発行請求の理由 :</u></p> <p><input type="checkbox"/> 保護証書/証明書を失いました <input type="checkbox"/> 保護証書/証明書が破損している(破れ、汚れ、色褪せなど) <input type="checkbox"/> 他の理由 :</p>	

¹産業財産権の国家管理機関の名称

²この申請書において、申請者又は申請者の代理人は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内に「×」を記入します。

⑤ 料金・手数料		
料金・手数料の種類	料金かかる対象の数	金額
<input type="checkbox"/> 保護証書/証明書の副本発行/再発行の料金 <input type="checkbox"/> 4 ページ以上を含む保護証書(5 ページ目以降)	保護証書 ページ	
<input type="checkbox"/> 保護証書/証明書の副本発行/再発行の決定の登記手数料	保護証書	
<input type="checkbox"/> 保護証書/証明書の副本発行/再発行の決定の公表料金	決定	
申請書と納付する料金・手数料の総額は：		
書類の数(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合)：		
⑥ 申請書に含まれる書類	書類一覧の確認 (申請書を受け付ける職員向け)	
<input type="checkbox"/> ページを含む申請書	<input type="checkbox"/>	申請書を受け付ける 職員 (署名してフルネームを記入してください)
<input type="checkbox"/> 破損している保護証書/証明書の原本	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 原本の保護証書の見本と同一にされる産業財産権の対象見本	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> ...つの見本を含む商標見本(商標の場合)	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> ...部を含む写真・図面セット(工業意匠の場合)	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>語の委任状	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> ページを含むベトナム語翻訳書	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 原本	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 写し(<input type="checkbox"/> 原本は後日提出します <input type="checkbox"/> 原本は...番号の申請書と共に提出しました)	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 料金・手数料の納付証書の写し(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合)	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 他の書類、詳しくは：	<input type="checkbox"/>	
⑦ 申請者/申請者の代理人の確約		
<p>私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、法律の前に完全に責任を負うことを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">.....年.....月.....日、.....にて 申請者/申請者の代理人の署名と氏名 (役職と押印がある場合は明記してください)</p>		

(保護証書発行の管轄機関の名称)

ベトナム社会主義共和国

独立－自由－幸福

特許証

.....

.....号

発明の名称:

特許証所有者¹:発明者²:

申請書の番号:

出願日:

保護請求の.....項

明細書のページ数:

...年...月...日付政令第.....号に基づいて発行されます

効力は発行日に始まり、出願日から.....年が満了した日まで効力を有します。

上記の発明は国家予算を使用した科学技術業務の結果です: 「.....」; 科学技術業務のコード:(ある場合); 科学技術業務の管理機関:³

バーコード

機関首長

¹ このセクションに記入される情報には、特許証所有者の名前、国籍 (世界知的所有権機関の標準に従って省略)、及び住所が含まれます。特許証所有者が複数ある場合、このセクションで言及される特許証の所有者は、出願で申請者が提供する組織・個人の一覧の一番目の組織・個人となります。

² このセクションに記入される情報には、発明者の名前、国籍 (世界知的所有権機関の標準に従って省略)、及び住所が含まれます。発明者が複数ある場合、このセクションで言及される発明者は、出願で出願人が提供する発明者の一覧の一番目の方となります。

³ この情報は上記の発明が国家予算を使用した科学技術業務の結果である場合に表示されます。

(国章)

(12) 特許証の発明の明細書

(19) ベトナム社会主義共和国

保護証書発行の管轄機関の名称

(51) 国際特許証分類

(11) バーコード/証明書の番号

(13) B 広報

特許証明書の他の所有者¹：

他の発明者²：

効力維持：

改正：

¹ このセクションに記入される情報には、出願で申請者が提出した組織・個人の一覧の順序で他の特許証所有者の名前、国籍 (世界知的所有権機関の標準に従って省略)、及び住所が含まれます。

² このセクションに記入される情報には、出願で申請者が提出した組織・個人の一覧の順序で他の発明者の名前、国籍 (世界知的所有権機関の標準に従って省略)、及び住所が含まれます。

(証明書発行の管轄機関の名称)

ベトナム社会主義共和国
独立－自由－幸福

半導体集積回路の回路配置登録証明書

.....号

回路配置の名称：

証明書の所有者¹：発明者²：

申請書の番号：

出願日：

...年...月...日付政令第.....号に基づいて発行されます

発行日から発効し、...年...月...日に終了します。

本回路配置は国家予算を使用した科学技術業務の結果です：「.....」；科学技術業務のコード：.....(ある場合)；科学技術業務の管理機関：.....³

バーコード

機関首長

¹ このセクションに記入される情報には、証明書の所有者の名前、国籍 (世界知的所有権機関の標準に従って省略)、及び住所が含まれます。証明書の所有者が複数ある場合、このセクションで言及される証明書の所有者は、出願で申請者が提供する組織・個人の一覧の一番目の組織・個人となります。

² このセクションに記入される情報には、発明者の名前、国籍 (世界知的所有権機関の標準に従って省略)、及び住所が含まれます。発明者が複数ある場合、このセクションで言及される発明者は、出願で出願人が提供する発明者の一覧の一番目の方となります。

³ この情報は、回路配置が国家予算を使用した科学技術業務の結果である場合に表示されます。

(国章)

(12) 半導体集積回路配置の明細書

(19) ベトナム社会主義共和国
証明書発行の管轄機関の名称

(11) バーコード/証明書の番号

(13) B 公報

証明書の他の所有者¹:

他の発明者²:

改正:

¹ このセクションに記入される情報には、出願で申請者が提出した組織・個人の一覧の順序で証明書の他の所有者の名前、国籍 (世界知的所有権機関の標準に従って省略)、及び住所が含まれます。

² このセクションに記入される情報には、出願で申請者が提出した組織・個人の一覧の順序で他の発明者の名前、国籍 (世界知的所有権機関の標準に従って省略)、及び住所が含まれます。

(保護証書発行の管轄当局の名称)

ベトナム社会主義共和国
独立－自由－幸福特許証
工業意匠
.....号

工業意匠の名称：

特許証所有者¹：発明者²：

申請書の番号：

出願日：

バリエーションの数：

写真・図面の数：

...年...月...日付政令第.....号に基づいて発行されます

効力は、発行日に始まり、出願日から 5 年満了した日まで効力を有します(更新可能)。

本工業意匠は国家予算を使用した科学技術業務の結果です：「.....」；科学技術業務のコード：.....(ある場合)；科学技術業務の管理機関：.....³

バーコード

機関首長

略)、及び住所が含まれます。発明者が複数ある場合、このセクションで言及される発明者は、出願で出願人が提供する発明者の一覧の一番目の方となります。

³ この情報は工業意匠が国家予算を使用した科学技術業務の結果である場合に表示されます。

.....番号の工業意匠登録証

特許証明書の他の所有者¹：

他の発明者²：

工業意匠の写真・図面：

改正・更新：

¹

このセクションに記入される情報には、出願で申請者が提出した組織・個人の一覧の順序で他の特許証所有者の名前、国籍(世界知的所有権機関の標準に従って省略)、及び住所が含まれます。

²

このセクションに記入される情報には、出願で申請者が提出した組織・個人の一覧の順序で他の発明者の名前、国籍(世界知的所有権機関の標準に従って省略)、及び住所が含まれます。

証明書発行の管轄機関の名称

ベトナム社会主義共和国
独立－自由－幸福

証明書
商標登録
.....号

証明書の所有者¹：

申請書の番号：

出願日：

...年...月...日付政令第.....号に基づいて発行されます

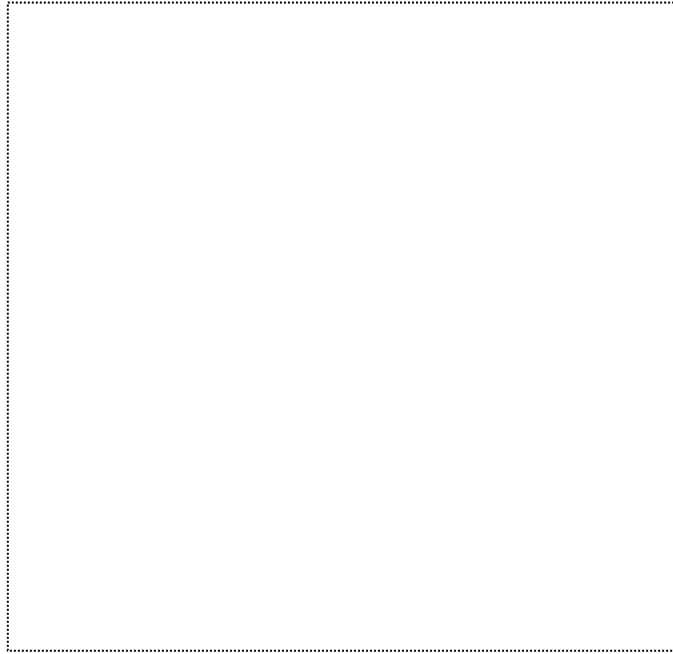
効力は、発行日に始まり、出願日から 10 年満了した日まで効力を有します(延長可能)。

バーコード

機関首長

.....号の商標登録証

商標の見本：



商標の色：

商標の種類：

他の内容：

商標を付した商品・サービスの一覧：

証明書の他の所有者¹：

更新：

改正：

¹このセクションに記入される情報には、出願で申請者が提出した組織・個人の一覧の順序で証明書の他の所有者の名前、国籍(世界知的所有権機関の標準に従って省略)、及び住所が含まれます。

証明書発行の管轄機関の名称
証明書付与の

ベトナム社会主義共和国
独立－自由－幸福

地理的表示登録

証明書

.....号

地理的表示：

登録者：

地理的表示管理組織：

地理的表示管理組織の住所：

申請書の番号：

出願日：

...年...月...日付政令第.....号に基づいて発行されます
決定書が発行される日から無期限、効力を有します。

バーコード

機関首長

.....番号の地理的表示登録証明書

地理的表示：

地理的表示を付した商品の特殊的性質：

地理的条件の特殊的性質：

地理的表示を付した地域：

補正・補足：

付録書 III

(政府の政令 /2023/ND-CP 号に添付
2023 年 月 日発行)

様式第 01 号	国家予算を使用した科学技術業務の結果である発明、工業意匠、回路配置の登録権付与の請求書
様式第 02 号	国家予算を使用した科学技術業務の結果である発明、工業意匠、回路配置の使用許可の請求書

国家予算を使用した科学技術業務の結果である
発明、工業意匠、回路配置の
登録権付与の請求書

拝啓¹ :

下記の申請者は、国家予算を使用した科学技術業務の結果である発明、工業意匠、回路配置の登録権付与を請求します。²

①	申請者
(国家予算を使用した科学技術業務の結果である発明、工業意匠、回路配置の登録権付与を請求する組織・個人)	
氏名 :	
住所 :	
身分証明書番号/市民カード番号/事業者コード ³ :	
活躍分野 :	
電話番号 :	
メールアドレス :	
②	申請者の代理人
<input type="checkbox"/> 申請者の法定代理人	
<input type="checkbox"/> 申請者が委任した別の者	
氏名 :	
住所 :	
電話番号 :	
メールアドレス :	
③	登録権付与を請求される対象
国家予算を使用した科学技術業務の結果である発明、工業意匠、回路配置の名前 ⁴ :	
科学技術業務の名称 :	
科学技術業務のコード :	

¹ 科学技術業務の管理機関 :

²

このページ及び次の各ページにおいて、申請者又は申請者の代理人は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内に「×」を記入します。

³

申請が個人の場合には、身分証明書、市民カード、パスポート又は相応する書類の番号・発行日・発行場所を記入してください；申請が組織の場合には、次のいずれかの書類の番号、発行日、発行場所を記入してください。設立決定書、企業登録証明書、企業戸籍証明書、投資登録証明書、専門法に基づくライセンス又はライセンスと同等の価値のある文書。

⁴ 科学技術業務を管理する機関の電子情報ポータルまたは電子情報ページで公開されます。

<p>④ 申請書に含まれる書類</p> <p><input type="checkbox"/> 登録権付与の請求書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 他の書類、詳しくは：</p>	<p>書類一覧の確認 (申請書を受け付ける職員向け)</p> <table border="1" data-bbox="1189 347 1500 645"><tr><td><p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p><p>申請書を受け付ける職員 員 (署名してフルネーム を記入してください)</p></td></tr></table>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>申請書を受け付ける職員 員 (署名してフルネーム を記入してください)</p>
<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>申請書を受け付ける職員 員 (署名してフルネーム を記入してください)</p>		
<p>⑤ 申請者/申請者の代理人の確約</p> <p>私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、法律の前に完全に責任を負うことを誓約します。</p> <p>.....年.....月.....日、.....にて 申請者/申請者の代理人の署名と氏名 (役職と押印がある場合は明記してください)</p>		

国家予算を使用した科学技術業務の結果である
発明、工業意匠、回路配置の
使用許可の請求書

拝啓¹ :

下記の申請者は、国家予算を使用した科学技術業務の結果である発明、工業意匠、回路配置の使用許可を請求します²

①	申請人
国家予算を使用した科学技術業務の結果である発明、工業意匠、回路配置の使用許可を請求する組織・個人 国家予算を使用した科学技術業務	
氏名 :	
住所 :	
市民カードの番号 (ある場合) : 電話番号 : メールアドレス :	
②	申請者の代理人
<input type="checkbox"/> 申請者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 申請者が委任した別の方	
氏名 :	
住所 :	
電話番号 : メールアドレス :	
③	使用許可の請求対象
発明/工業意匠/回路配置の名前 :	
保護証書の番号 :	
付与日 :	
④	保護証書の所有者
氏名 :	
電話番号 : メールアドレス :	

¹ 科学技術業務を承認する管轄機関

²

このページ及び次の各ページにおいて、申請者又は申請者の代理人は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内に「×」を記入します。

⑤

-ページを含む申請書
-ページを含む国家予算を使用した科学技術業務の結果である発明、工業意匠、回路配置の使用許可を請求する根拠となる書類
- 委任状
- 他の書類、詳しくは：

書類一覧の確認
(申請書を受け付ける職員向け)

-
-
-
-

申請書を受け付ける職員
(署名してフルネームを
記入してください)

⑥

申請者/申請者の代理人の確約

私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、法律の前に完全に責任を負うことを誓約します。

.....年.....月.....日、.....にて
申請者/申請者の代理人の署名と氏名
(役職と押印がある場合は明記してください)

付録書Ⅳ

(政府の政令 /2023/ND-CP 号に添付

2023 年 月 日発行)

様式第 01 号	産業財産権譲渡契約の登録申請書
様式第 02 号	産業財産権のライセンス契約の登録申請書
様式第 03 号	産業財産権譲渡契約の対象の内容修正、更新、効力終了記録の請求書

産業財産権譲渡契約の
登録申請書

拝啓¹：

下記の申請者は、産業財産権譲渡契約の登録
を請求します²

受領印
(申請書を受け付ける職員向け)

<p>① 申請者 (譲渡請求の組織・個人)</p> <p>氏名： 住所： 市民カードの番号（ある場合）： 電話番号： メールアドレス： <input type="checkbox"/> 譲渡人 <input type="checkbox"/> 譲受人</p>	
<p>② 申請者の代理人</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 申請者が委任した産業財産権代理サービス組織 <input type="checkbox"/> 申請者が委任した別の者</p> <p>氏名： 住所： 電話番号： メールアドレス： 代表コード：</p>	
<p>③ 契約の対象</p> <p><input type="checkbox"/> 特許証 <input type="checkbox"/> 実用新案登録証 <input type="checkbox"/> 半導体集積回路の回路配置登録証明書 <input type="checkbox"/> 工業意匠登録証 <input type="checkbox"/> 商標登録証</p>	<p>保護証書の番号：</p>
<p>④ 契約の第二当事者(申請者の名義ではありません)</p> <p>氏名： 住所： 電話番号： メールアドレス：</p>	

¹産業財産権の国家管理機関の名称

²この申請書において、申請者又は申請者の代理人は、枠内□に記載されている内容が該当する場合には、枠内に「×」を記入します。

⑦申請者/申請者の代理者の署名

産業財産権譲渡契約の対象の
内容修正、更新、効力終了記録の請求書

拝啓¹：.....

下記の申請者は、産業財産権譲渡契約の対象の内容修正、更新、効力終了記録を請求します²

受領印
(申請書を受け付ける職員向け)

①

申請人

(契約の修正/更新/効力終了を請求する組織・個人)

氏名：

住所：

市民カードの番号（ある場合）：

電話番号：

メールアドレス：

 実施権の譲渡人です

 実施権の譲受人

②

申請者の代理人

 申請者の法定代理人

 申請者が委任した産業財産権代理業務機関です

 申請者が委任した別の方

代表コード：

氏名：

住所：

電話番号：

メールアドレス：

③

請求内容

 名前、住所の修正： 譲渡人

 譲受人

 契約書の条項を補正・補足します

 補正事項に関する.....通の保護証書

 契約の更新

 契約の効力の終了

④ 産業財産権のライセンス契約の登録証明書

証明書の番号：

発行日：

⑤

契約の第二当事者（申請者の名義ではありません）

氏名：

住所：

電話番号：

メールアドレス：

¹産業財産権の国家管理機関の名称

²この申請書において、申請者/申請者の代理人は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内□に「×」を記入します。

⑧申請者/申請者の代理人の署名

付録書 V

(政府の政令 /2023/ND-CP 号に添付

2023 年 月 日発行)

様式第 01 号	産業財産権代理業務の試験の受験の申請書
様式第 02 号	産業財産権代理業務の実務証明書の付与請求書
様式第 03 号	産業財産権代理業務の実務証明書
様式第 04 号	産業財産権代理業務の実務証明書の再付与請求書
様式第 05 号	産業財産権代理サービス組織の記録請求書
様式第 06 号	産業財産権代理人の記録請求書
様式第 07 号	産業財産権代理サービス組織の情報変更記録の請求書
様式第 08 号	産業財産権代理サービス組織の名称の削除の請求書
様式第 09 号	産業財産権代理人の名称削除請求書

<p>④ 申請書に含まれる書類</p> <p><input type="checkbox"/> 申請書の様式</p> <p><input type="checkbox"/> 産業財産権法に関する研修コースの卒業証明書の写し及び知的財産法第 155 条第 2^a 項の規定により業務の実務証明書を請求する場合の弁護士カードの写し</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 対照用の原本</p> <p><input type="checkbox"/> 3 x 4 (cm) の 2 枚の写真</p> <p><input type="checkbox"/> 身分証明書の写し（本請求書の第 1 セクションに市民カードに関する情報がない場合）.</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 対照用の原本</p> <p><input type="checkbox"/> 料金・手数料の納付証書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）</p>	<p>書類一覧の確認（申請書を受ける職員向け）</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>
<p>⑤ 申請者の確約</p> <p>私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、法律の前に完全に責任を負うことを誓約します。</p> <p style="text-align: right;">.....年.....月.....日、.....にて 申請者の署名と氏名</p>	

申請書を受け付ける職員
(署名してフルネームを記入してください)



ベトナム社会主義共和国
独立－自由－幸福

産業財産権代理業務の
実務証明書

No : /年-CCDD

(3 x 4 (cm)の写真)

氏名 :

生年月日 :

身分証明書番号/市民カード番号:

現住所 :

専門分野 :

証明書を付与される者の
署名

産業財産権の国家管理機関の
首長
(署名捺印)

1. この証明書は、知的財産法第 155 条第 2 条及び第 2a 条、政令番号/2023/ND- CP 第 64 条第 1 項に基づき、政府の.....年.....月..... 日付政令第.....号に基づいて発行されます。
2. この証明書を付与された者は、知的財産法 第 11 章の規定に従って、記録された実務分野における産業財産権代理業務の実務権及び産業財産権代理人での実務権を有します。
3. 証明書を付与された者が以下のことに該当する場合、この証明書が撤回されます。
 - a) 知的財産法第 155 条第 2 項及び第 2a 項に指定された条件を満たさなくなった場合 ;
 - b) 国家管轄当局の決定により、実務証明書が撤回される場合。

産業財産権代理業務の
実務証明書の
再付与請求書

受領印
(申請書を受け付ける職員向け)

拝啓¹：.....

下記の申請者は、産業財産権代理業務の実務証明書の再付与を請求します²

<p>① 申請者 (産業財産権代理業務の実務証明書の再付与を請求する個人の申請者)</p> <p>氏名： 住所： 身分証明書番号/市民カード番号： 電話番号： メールアドレス： 実務番号：</p>													
<p>② 証明書の再付与の理由</p> <p><input type="checkbox"/> 実務証明書が紛失、欠陥、又は破損していました <input type="checkbox"/> 代理人の個人情報に変更になりました <input type="checkbox"/> 代理人の実務分野に変更になりました <input type="checkbox"/> 実務証明書を発行する資格が回復されました</p>													
<p>③ 料金・手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金・手数料の種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 産業財産権代理業務の実務証明書の再付与請求の審査料</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 産業財産権代理業務の実務証明書の付与手数料</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 産業財産権代理業務の実務証明書の再付与決定の登記手数料</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 産業財産権代理業務の実務証明書の再付与決定の公表料金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申請書と納付する料金・手数料の総額は：</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>書類の数（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）：</p>		料金・手数料の種類	金額	<input type="checkbox"/> 産業財産権代理業務の実務証明書の再付与請求の審査料		<input type="checkbox"/> 産業財産権代理業務の実務証明書の付与手数料		<input type="checkbox"/> 産業財産権代理業務の実務証明書の再付与決定の登記手数料		<input type="checkbox"/> 産業財産権代理業務の実務証明書の再付与決定の公表料金		申請書と納付する料金・手数料の総額は：	
料金・手数料の種類	金額												
<input type="checkbox"/> 産業財産権代理業務の実務証明書の再付与請求の審査料													
<input type="checkbox"/> 産業財産権代理業務の実務証明書の付与手数料													
<input type="checkbox"/> 産業財産権代理業務の実務証明書の再付与決定の登記手数料													
<input type="checkbox"/> 産業財産権代理業務の実務証明書の再付与決定の公表料金													
申請書と納付する料金・手数料の総額は：													

¹ 産業財産権の国家管理機関の名称

² この申請書において、申請者は枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内□に「×」を記入します。

⑤ 申請者の署名

<p>④ 請求書に含まれる書類</p> <p><input type="checkbox"/> 申請書の様式</p> <p><input type="checkbox"/> 3 x 4 (cm)の写真 2 枚</p> <p><input type="checkbox"/> 実務証明書の情報が変更になった場合の身分証明書の写し（本請求書の第1セクションに公民証明書に関する情報がない場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 料金・手数料の納付証書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）</p>	<p style="text-align: center;">書類一覧の確認 (申請書を受ける職員向け)</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">申請書を受け付ける職員 （署名してフルネームを 記入してください）</p> </div>
<p>⑤ 申請者の確約</p> <p>私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、法律の前に完全に責任を負うことを誓約します。</p> <p style="text-align: right;">.....年.....月.....日、.....にて 申請者の署名と氏名</p>	

産業財産権代理サービス組織の
記録請求書

受領印
(申請書を受け付ける職員向け)

拝啓¹ :

下記の申請者は、産業財産権代理サービス組織の記録の請求書²

① 申請者	
(産業財産権代理サービス組織の記録を請求する組織)	
氏名 :	
住所 :	
企業コード	
電話番号 :	メールアドレス :
産業財産権代理業務の経営分野 :	
<input type="checkbox"/> 発明、工業意匠、回路配置	
<input type="checkbox"/> 商標、地理的表示、商号、不正競争防止、営業秘密	
組織に委任される実務証明書の所有者 (委任状の添付) :	
氏名 :	
実務証明書の番号 :	
② 料金・手数料	
料金・手数料の種類	金額
<input type="checkbox"/> 産業財産権代理サービス組織の記録請求の審査料	
<input type="checkbox"/> 産業財産権代理サービス組織の記録決定の登記手数料	
<input type="checkbox"/> 産業財産権代理サービス組織の記録決定の公表料金	
申請書と納付する料金・手数料の総額は :	
書類の数 (料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合) :	

¹ 産業財産権の国家管理機関の名称

² この申請書において、申請者は枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内□に「×」を記入します。

④ 申請者の署名

<p>③ 申請書に含まれる書類</p> <p><input type="checkbox"/> 申請書の様式</p> <p><input type="checkbox"/> 組織から産業財産権代理業務の実務証明書の所有者に付与する採用決定書/労働契約書の写し</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 対照用の原本</p> <p><input type="checkbox"/> 料金・手数料の納付証書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 他の書類：</p>	<p style="text-align: center;">書類一覧の確認 (申請書を受け付ける職員向け)</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">申請書を受け付ける 職員 (署名してフルネーム を記入してください)</p> </div>
<p>④ 申請者の確約</p> <p>私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、法律の前に完全に責任を負うことを誓約します。</p> <p style="text-align: right;">.....年.....月.....日、.....にて 申請者の署名と氏名 (役職と押印がある場合は明記してください)</p>	

産業財産権代理人の記録の
請求書

受領印
(申請書を受け付ける職員向け)

拝啓¹ :

下記の申請者は、産業財産権代理人の記録を請求します²

<p>① 申請者 (産業財産権代理人の記録を請求する個人)</p> <p>氏名 : 住所 : 身分証明書番号/市民カード番号 : 電話番号 : メールアドレス : 実務証明書の番号 :</p>											
<p>② 請求内容</p> <p><input type="checkbox"/> 産業財産権代理サービス組織に記録することを請求します: 組織の名称 : 代表コード :</p>											
<p>③ 料金・手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金・手数料の種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 産業財産権代理人の記録請求の書類審査料</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 産業財産権代理人の記録決定の登記手数料</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 産業財産権代理人の記録決定の公表料金</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">申請書と納付する料金・手数料の総額は :</td> </tr> </tbody> </table> <p>書類の数 (料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合) :</p>		料金・手数料の種類	金額	<input type="checkbox"/> 産業財産権代理人の記録請求の書類審査料		<input type="checkbox"/> 産業財産権代理人の記録決定の登記手数料		<input type="checkbox"/> 産業財産権代理人の記録決定の公表料金		申請書と納付する料金・手数料の総額は :	
料金・手数料の種類	金額										
<input type="checkbox"/> 産業財産権代理人の記録請求の書類審査料											
<input type="checkbox"/> 産業財産権代理人の記録決定の登記手数料											
<input type="checkbox"/> 産業財産権代理人の記録決定の公表料金											
申請書と納付する料金・手数料の総額は :											

¹ 産業財産権の国家管理機関の名称

² この申請書において、申請者は枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内□に「×」を記入します。

⑤ 申請者の署名

<p>④ 申請書に含まれる書類</p> <p><input type="checkbox"/> 申請書の様式</p> <p><input type="checkbox"/> 組織から産業財産権代理業務の実務証明書所有者に付与する採用決定書/労働契約書の写し</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 対照用の原本</p> <p><input type="checkbox"/> 料金・手数料の納付証書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）</p>	<p style="text-align: center;">書類一覧の確認 (申請書を受け付ける職員向け)</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">申請書を受け付ける 職員 (署名してフルネーム を記入してください)</p> </div>
<p>⑤ 申請者の確約</p> <p>私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、法律の前に完全に責任を負うことを誓約します。</p> <p style="text-align: right;">.....年.....月.....日、.....にて 申請者の署名と氏名</p>	

<p>④ 申請書に含まれる書類</p> <p><input type="checkbox"/> 申請書の様式</p> <p><input type="checkbox"/> 組織改正された企業登録証明書/活動登録証明書の写し、本請求書のセクション1に企業コードが既に記載された場合を除く(組織の名称、住所を変更する場合)。</p> <p><input type="checkbox"/> 対照用の原本</p> <p><input type="checkbox"/> 料金・手数料の納付証書の写し(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合)</p>	<p>書類一覧の確認 (申請書を受け付ける職員向け)</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>申請書を受け付ける職員 (署名してフルネームを記入してください)</p> </div>
<p>⑤ 申請者の確約</p> <p>私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、法律の前に完全に責任を負うことを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">.....年.....月.....日、.....にて</p> <p style="text-align: center;">申請者の署名と氏名 (役職と押印がある場合は明記してください)</p>	

産業財産権代理サービス組織の名称削除請求書

受領印

(申請書を受け付ける職員向け)

拝啓¹ :下記の申請者は、産業財産権代理サービス組織の名称の削除を請求します²

① 申請者 (名称の削除を請求する産業財産権代理サービス組織)	
氏名 :	
住所 :	
代表コード:	
電話番号 :	メールアドレス :
② 名称の削除を請求する理由 <input type="checkbox"/> 産業財産権代理業務の経営の放棄・終了 <input type="checkbox"/> 産業財産権代理業務の経営の条件を満たさなくなりました	
③ 料金・手数料	
料金・手数料の種類	金額
<input type="checkbox"/> 産業財産権代理サービス組織産業財産権代理サービス組織の名称削除の書類審査料	
産業財産権代理サービス組織の名称の削除決定の登記手数料	
<input type="checkbox"/> 産業財産権代理サービス組織の名称の削除決定の公表料金	
申請書と納付する料金・手数料の総額は :	
書類の数 (料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合) :	

¹ 産業財産権の国家管理機関の名称² この申請書において、申請者は枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内□に「×」を記入します。

⑤ 申請者の署名

<p>④ 申請書に含まれる書類</p> <p><input type="checkbox"/> 申請書の様式</p> <p><input type="checkbox"/> 組織の産業財産権代理業務の経営条件を満たさなくなる証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 料金・手数料の納付証書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）</p>	<p>書類一覧の確認 (申請書を受け付ける職員向け)</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>申請書を受け付ける職員 (署名してフルネームを記入してください)</p> </div>
<p>⑤ 申請者の確約</p> <p>私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、法律の前に完全に責任を負うことを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">.....年.....月.....日、.....にて 申請者の署名と氏名 (役職と押印がある場合は明記してください)</p>	

産業財産権代理人名称の削除の請求書

受領印
(申請書を受け付ける職員向け)

拝啓¹ :

産業財産権代理人の名称の削除を請求します²

①

申請者

(名称の削除を請求する産業財産権代理人)

氏名 :

住所 :

実務証明書の番号 :

電話番号 :

メールアドレス :

②

名称削除の理由

産業財産権代理サービス組織での活躍が終了されました:

組織の名称 :

住所 :

代表コード (ある場合) :

③

料金・手数料

料金・手数料の種類	金額
<input type="checkbox"/> 産業財産権代理人の名称の削除請求の書類審査料	
<input type="checkbox"/> 産業財産権代理人の名称の削除決定の登記手数料	
<input type="checkbox"/> 産業財産権代理人の名称の削除決定の公表料金	
申請書と納付する料金・手数料の総額は :	
書類の数 (料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合) :	

¹ 産業財産権の国家管理機関の名称

² この申請書において、申請者は枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内□に「×」を記入します。

⑤ 申請者の署名

<p>④ 申請書に含まれる書類</p> <p><input type="checkbox"/> 申請書の様式</p> <p><input type="checkbox"/> 産業財産権代理業務の実務証明書を付与される者が、産業財産権代理業務の実務条件に満たさないことを証明する書類</p> <p><input type="checkbox"/> 料金・手数料の納付証書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）</p>	<p>書類一覧の確認 (申請書を受け付ける職員向け)</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>申請書を受け付ける職員 (署名してフルネームを記入してください)</p> </div>
<p>⑤ 申請者の確約</p> <p>私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、法律の前に完全に責任を負うことを誓約します。</p> <p style="text-align: right;">.....年.....月.....日、.....にて 申請者の署名と氏名</p>	

付録書 VI

(政府の政令 /2023/ND-CP 号に添付
2023 年 月 日発行)

様式第 01 号	産業財産権における査定能力試験の申請書
様式第 02 号	産業財産権の査定員証の発行申請書
様式第 03 号	産業財産権の査定員証の再発行の申請書
様式第 04 号	産業財産権査定員証
様式第 05 号	産業財産権査定組織認定書発行申請書
様式第 06 号	産業財産権の査定組織認定書の発行申請書
様式第 07 号	産業財産権の査定組織認定書
様式第 08 号	植物品種権の査定能力試験の申請書
様式第 09 号	植物品種権の査定員証の発行/再発行の申請書
様式第 10 号	植物品種権の査定員証
様式第 11 号	植物品種権の査定組織認定書の発行、再発行の申請書
様式第 12 号	植物品種権の査定組織認定書

**産業財産権における 査定能力試験の
申請書**

受領印
(申請書を受け付ける職員向け)

拝啓¹ :

下記の申請者は、産業財産権における査定能力試験に申し込みます²

① 申請者 (産業財産権査定専門識の試験の受験を請求する個人)	
氏名 :	
住所 :	
身分証明書番号/市民カード番号 :	
電話番号 :	メールアドレス :
② 受験を登録する査定専攻	
<input type="checkbox"/> 発明及び半導体集積回路配置	
<input type="checkbox"/> 工業意匠	
<input type="checkbox"/> 商標及び地理的表示	
<input type="checkbox"/> 他の産業財産権	
③ 料金・手数料	
料金・手数料の種類	金額
<input type="checkbox"/> 産業財産権査定専門識の試験の書類審査料 (科目別)	
<input type="checkbox"/> 科目 :	
<input type="checkbox"/> 科目 :	
<input type="checkbox"/> 科目 :	
<input type="checkbox"/> 科目 :	
申請書と納付する料金・手数料の総額は :	
書類の数 (料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合) :	
④ 申請書に含まれる書類	書類一覧の確認 (申請書を受け付ける職員向け)
<input type="checkbox"/> 申請書の様式	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 大学卒業証明書又は大学院卒業証明書の写し	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 技術 ; 物理学、化学、生物学	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 他の専攻	<input type="checkbox"/>

¹産業財産権の国家管理機関の名称

²この申請書において、申請者又は申請者の代理人は、枠内□に記載されている内容が該当する場合には、枠内に「x」を記入します。

<input type="checkbox"/> 対照用の原本 <input type="checkbox"/> 内定（又は労働契約書）の写し及び実際の専門的活動における経験が証明できる書類 <input type="checkbox"/> 対照用の原本 <input type="checkbox"/> 3 x 4 (cm)の写真 2 枚 <input type="checkbox"/> 料金・手数料の納付証書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	申請書を受け付ける職員 (署名してフルネームを記入してください)
<p>⑤ 申請者の確約</p> <p>私は、上記の申請書に含まれる全ての情報及び書類が正直かつ真実であり、法律の前に完全に責任を負うことを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">.....年.....月.....日、.....にて 申請者の署名と氏名</p>		



ベトナム社会主義共和国
独立—自由—幸福

産業財産権査定員証

No: /年-TGDV

(3 x 4 (cm)の写真)

氏名 :

生年月日 :

身分証明書/市民カードの番号:

現住所 :

査定専攻:

発行される者の署名

国家知的財産庁の首長
 (署名捺印)

1. この査定員証は、国家知的財産庁の.....年.....月.....日付政令第...../QD-号に基づいて発行されます。
2. この査定員証を発行された者は、認められた査定専攻に応じて産業財産権査定を実務することができ、査定員証に記録されている関連情報に変更があった場合には、査定員証の再発行を要求する義務があります。
3. 以下の場合、この査定員証が取り消しされます :
 - a) 査定員証が法的規制に反して付与されたことが確認できる証拠がある場合 ;
 - b) 査定員証所有者が知的財産法第 201 条第 3 項に指定された条件を満たさなくなった場合 ;
 - c) 査定員証所有者が、管轄機関の決定に従って、査定員証を取り消しされることによって処罰される場合 ;
 - d) 査定員証所有者が鑑定活動を放棄する場合。

産業財産権の査定組織認定書の発行

申請書

拝啓¹：

下記の申請者は、産業財産権査定組織認定書の発行を請求します²

受領印

(申請書を受け付ける職員向け)

①

申請者

(産業財産権の査定組織の認定書の再発行の組織)

氏名：

企業コード

住所：

電話番号：

メールアドレス：

鑑定専攻

②

組織に所属する査定員一覧

順番	氏名	査定員証の番号	専攻

③

料金・手数料

料金・手数料の種類

金額

 産業財産権の査定組織の認定書の再発行の申請書類審査料

 他の料金・手数料

申請書と納付する料金・手数料の総額は：

書類の数（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）：

④

請求書に含まれる書類

- 申請書の様式
- 組織と査定員との間の採用決定書又は労働契約書の写し
- 対照用の原本
- 料金・手数料の納付証書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は認定書を発行する機関の口座に直接納付場合）

書類一覧の確認

(申請書を受け付ける職員向け)

-
-
-
-

申請書を受け付ける職員
(署名してフルネームを
記入してください)

⑤

申請者の確認

私は、上記の申請書に含まれる全ての情報及び書類が正直かつ真実であり、法律の前に完全に責任を負うことを誓約します。

.....年.....月.....日、.....にて

申請者の署名と氏名

(役職を明記して、押印してください)

¹ 認定書発行機関の名称

² この申請書において、申請者又は申請者の代理人は、枠内に記載され□ている内容が該当する場合には、枠内に「×」を記入します。産業財産権査定組織認定書の再発行を請求する場合は、認定書の再発行の理由に関する情報のみ申告すること。

産業財産権の査定組織認定書の発行

申請書

拝啓¹：

下記の申請者は産業財産権の査定組織認定書の発行を請求します²

受領印

(申請書を受け付ける職員向け)

①

申請者

(認定書の再発行を請求する産業財産権の査定組織)

氏名：

企業コード

住所：

電話番号：

メールアドレス：

鑑定専攻

証明書の番号

②

認定書の再発行の理由

- 認定書を紛失しました 認定書に欠陥があります 認定書が破損しました
 認定書の記録される組織の情報が変更されました
 査定専攻が変更されました
 組織に所属する査定員が変更されました

組織に所属する査定員一覧

順番	氏名	査定員証の番号	専攻

③

料金・手数料

料金・手数料の種類

金額

 産業財産権の査定組織の認定書の再発行の申請書類審査料 他の料金・手数料

申請書と納付する料金・手数料の総額は：

書類の数（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）：

④

請求書に含まれる書類

書類一覧の確認

(申請書を受け付ける職員向け)

- 申請書の様式
 企業登録証明書、活動登録証明書の写し、ただし営業コードが本申請書のセクション1に既に記載された場合を除く（組織の情報に変更があった場合）。

¹ 認定書発行機関の名称

² この申請書において、申請者又は申請者の代理人は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内に「×」を記入します。産業財産権査定組織認定書の再発行を請求する場合は、認定書の再発行の理由に関する情報のみ申告すること。

<input type="checkbox"/> 対照用の原本 <input type="checkbox"/> 組織と組織に所属する査定員との間の採用決定書、労働契約書 又は労働契約終了の決定書の写し（査定員の変更がある場合） <input type="checkbox"/> 対照用の原本 <input type="checkbox"/> 料金・手数料の納付証書の写し（料金・手数料を郵便サービス を通して納付する、又は認定書を発行する機関の口座に直接納 付場合）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	申請書を受け付ける職員 （署名してフルネームを 記入してください）
<p>⑤ 申請者の確約</p> <p>私は、上記の申請書に含まれる全ての情報及び書類が正直かつ真実であり、法律の前に完全に責任を負うことを誓約します。</p> <p style="text-align: right;">.....年.....月.....日、.....にて 申請者の署名と氏名 （役職を明記して、押印してください）</p>		

[認定書発行機関]

ベトナム社会主義共和国
独立－自由－幸福No: /CN- [認定書を発行する機関の名
前の略称]

年 月 日 、ハノイにて

産業財産権の査定組織
認定書

[認定書発行機関の首長]

...の...日付の...号の規定に基づいて発行された[認定書発行機関]の組織及び運営の定款に基づき;

産業財産、産業財産権保護、植物品種権保護及び知的財産の国家管理に関する知的財産法の一部条項の詳細及び施行ガイドラインを定める政令を公布する 2023 年 ... 月 ... 日付の政府の政令 No. .../2023/ND-CP の第 110 条第 2 条第 c3 項に基づき、

以下のことを証明します：

産業財産権査定組織：

氏名：

取引の名称：

住所：

組織の査定専攻：

組織の委員である産業財産権査定員の一覧

順番	氏名	身分証明書番号/ 市民カード番号	査定員証の番号	専攻

本認定書は、[決定を発行した機関の首長]の...日付の...号の規定に基づいて発行されました。

[認定書発行機関の
首長]

様式第 09 号

植物品種権の査定員証の
発行/再発行の申請書


受領印
(申請書を受け付ける職員向け)

拝啓¹ :

下記の個人は、植物品種権の査定員証の発行/再発行を請求します：

<p>① 請求者</p> <p>氏名： 住所： 電話番号： 身分証明書/市民カードの番号：</p>	
<p>② 請求内容</p> <p><input type="checkbox"/> 初回目の査定員証発行 <input type="checkbox"/> 査定員証の再発行 発行された査定員証の番号： <u>再発行の理由</u>: <input type="checkbox"/> 査定員証を紛失しました <input type="checkbox"/> 査定員証に欠陥があります <input type="checkbox"/> 査定員証が破損しました <input type="checkbox"/> 査定員証の情報を変更します：</p>	
<p>③ 申請書に含まれる書類</p> <p><input type="checkbox"/> 申請書の様式 <input type="checkbox"/> 植物品種権の査定員としての専門職試験要件を満たしていることを示す認定書の原本/写し <input type="checkbox"/> 園芸、農学、又は植物品種の関連分野の大学卒業証書又は大学院卒業証書の写し <input type="checkbox"/> 申請者が植物品種権の分野で直接従事した 5 年以上の経験を有することを証明する管轄当庁による認定書 <input type="checkbox"/> 3 x 4 (cm)の写真 2 枚 <input type="checkbox"/> 発行した査定員証（再発行の場合、紛失した場合を除く） <input type="checkbox"/> 料金・手数料の納付証書の写し（地域の査定員証発行の国家管理機関のミスにより査定員証の再発行を要求した場合を除く）</p>	<p>書類一覧の確認 (申請書を受け付ける職員向け)</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>申請書を受け付ける職員 (署名してフルネームを記入してください)</p> </div>
<p>④ 請求者の確約</p> <p>私は、上記の申請書に含まれる全ての情報及び書類が正直かつ真実であり、法律の前に完全に責任を負うことを誓約します。</p> <p style="text-align: right;">.....年.....月.....日、.....にて 請求者の署名と氏名</p>	

¹ 地域の査定員証発行の国家管理機関の名称。

	ベトナム社会主義共和国 独立－自由－幸福
(3 x 4 (cm)の写真)	植物品種権の査定員証 No: /GDV
	氏名： 生年月日： 身分証明書/市民カードの番号： 現住所：
発行される者の署名	地域の査定員証発行の国家管理機関の首長 <i>(署名捺印)</i>
<ol style="list-style-type: none"> 1. この査定員証は、[地域の査定員証発行の国家管理機関の首長]の...日付の...号の規定に基づいて発行されました。 2. この査定員証を付与された者は、植物品種に係る権利の査定を実務することができ、査定員証に記録されている関連情報に変更があった場合には、査定員証の再発行を要求する義務があります。 3. 以下の場合、この査定員証が取り消しされます： <ol style="list-style-type: none"> a) 査定員証が違法に発行されたことを証明できる証拠がある場合； b) 査定員証を有する者が知的財産法第 201 条第 3 項に定めた条件を満たさなくなった場合； c) 査定員証を有する者が査定活動を辞めた場合。 d) c)査定員証を有する者が、所轄官庁の決定に従って査定員証を取り消す旨の罰則を与えられた場合； 	

様式第 11 号

植物品種権の査定組織認定書の
発行/再発行
の申請書

受領印
(申請書を受け付ける職員向け)

拝啓¹ :

下記の組織は、植物品種権の査定組織認定書の発行/再発行を請求します：

① 認定書の再発行の組織

氏名：

住所：

電話番号：

② 請求内容

認定書の初回目の発行

認定書の再発行

再発行の理由 認定書を紛失しました

認定書が破損しました

発行された認定書の番号：

認定書に欠陥があります

認定書の情報が変更されました

③ 組織に所属する査定員の一覧

順番	氏名	査定員証の番号

④ 申請書に含まれる書類

申請書の様式

当該活動登録証明書の写し（認証済）

組織と組織に所属する査定員との間の採用決定書又は労働契約書の写し（認証済）

査定組織が発行された認定書（再発行の場合、紛失した場合を除く）

料金・手数料の納付証書の写し（認定書を発行した機関のミスにより認定書の再発行を要求した場合を除く）。

書類一覧の確認

(申請書を受け付ける職員向け)

申請書を受け付ける職員
(署名してフルネームを記入してください)

⑤ 申請者の確約

私は、上記の申請書に含まれる全ての情報及び書類が正直かつ真実であり、法律の前に完全に責任を負うことを誓約します。

.....年.....月.....日、.....にて

申請者の署名と氏名

(役職を明記して、押印してください)

¹ 認定書発行機関の名称

[認定書発行機関]

ベトナム社会主義共和国
独立－自由－幸福No: /CN- [認定書を発行する機関の名前
の略称]

年 月 日 、ハノイにて

植物品種権の
査定組織認定書

[認定書発行機関の首長]

...の...日付の...号の規定に基づいて発行された[認定書発行機関]の
組織及び運営の定款に基づき;産業財産、産業財産権保護、植物品種権保護及び知的財産の国家管理
に関する知的財産法の一部条項の詳細及び施行ガイドラインを定める政令
を公布する 2023 年...月...日付の政府の政令 No. .../2023/ND-CP の第 113 条
に基づき、

以下のことを証明します：

植物品種権の査定組織：

氏名：

取引の名前：

住所：

組織に所属する植物品種権の査定員の一覧：

順 番	氏名	身分証明書番号/市民 カード番号	査定員証の番 号	専攻

本認定書は、[決定発行機関の首長]の...日付の...号の規定に基づいて
発行されました。[証明書付与機関の
首長]

付録書 VII

(政府の政令 /2023/ND-CP 号に添付

2023 年 月 日発行)

安全保障・国防に影響を及ぼす技術分野一覧

1. 弾薬、化学兵器、生物兵器、核兵器、軍事用途で使用される兵器及びその他の兵器。
2. 爆発物。
3. 軍装品。
4. 諜報活動、防諜活動、犯罪捜査活動に使用される機器及びテクノロジー。
5. 安全と秩序に関連する活動に使用される支援ツール、手段、技術機器、及び業務。